

平成 31 年 3 月 6 日

第 2 回南知多町議会定例会会議録

## 1 議 事 日 程

3月6日（初 日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明
- 日程第4 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について（日間賀島渡船ターミナル）
- 日程第5 議案第4号 訴えの提起について
- 日程第6 議案第5号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第7 議案第6号 半田市と南知多町との間の一般旅券の申請の受理、交付等に関する事務の委託に関する協議について
- 日程第8 議案第7号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
- 日程第9 議案第8号 工事請負契約の締結について（小中学校普通教室空調機器設置工事（内海小学校始め4校））
- 日程第10 議案第9号 工事請負契約の締結について（小中学校普通教室空調機器設置工事（内海中学校始め7校））
- 日程第11 議案第10号 南知多町公共施設等整備基金の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第11号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第16号 尾州廻船内海船船主内田家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第17号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第19 議案第18号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第20 議案第19号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第20号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第22 議案第21号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第22号 平成31年度南知多町一般会計予算
- 日程第24 議案第23号 平成31年度南知多町国民健康保険特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 平成31年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 平成31年度南知多町介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 平成31年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 平成31年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 平成31年度南知多町水道事業会計予算
- 日程第30 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の採択を求める請願

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長 石黒和彦 総務部長 中川昌一

総務課長	大岩幹治	検査財政課長	山下忠仁
防災安全課長	内田純慈	税務課長	神谷和伸
企画部長	田中嘉久	企画課長	滝本功
地域振興課長	滝本恭史	建設経済部長	鈴木良一
建設課長	鈴木淳二	産業振興課長	川端徳法
水道課長	相川徹	厚生部長	田中吉郎
住民課長	宮地利佳	福祉課長	相川和英
環境課長	宮地廣二	保健介護課長	鈴木茂夫
教育長	大森宏隆	教育部長兼 学校教育課長	山下雅弘
社会教育課長	森崇史	学校給食 センター所長	宮本政明
会計管理者 兼出納室長	鈴木正則	学校教育課 指導主事	蟹江敏広

## 5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	相川博運	主幹	大久保美保
--------	------	----	-------

[ 開会 9時30分 ]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を3月定例町議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、昨日は晴天の中、町内各地区で中学校の卒業式がとり行われ、皆さん御参加いただき御苦労さまでした。本日は、打って変わって曇り空になり、気温の変化には戸惑いを感じますが、くれぐれも健康には御留意されてください。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成31年第2回南知多町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

日程に先立ちまして、報告させていただきます。

監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

また、今回より議案質疑確認書を各議員より提出いただき、作成したものを自席に配付しております。よって、議案質疑確認書と同様の質疑をされないように留意してください。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、石垣菊蔵議員、7番、服部光男議員を指名いたします。

---

**日程第2 会期の決定**

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの14日間といたしたい

と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、会期は14日間と決定しました。

---

### 日程第3 町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明

#### ○議長（藤井満久君）

日程第3、町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を求めます。

町長。

#### ○町長（石黒和彦君）

皆様、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を行わせていただきます。

去る12月の選挙におきまして、町民の皆様の御支援を賜り、3期目の町政を担わせていただくこととなりました。新年度においても就任以来、一貫して取り組んでまいりました「日本一住みやすいまち」を目指し、地域とそこに住む人、そして、このまちの未来のために力の限り尽くしてまいります。

5月に皇位継承を控えた本年は、歴史の大きな転換点を迎えることとなります。国においては少子・高齢化の壁に立ち向かい、未来の可能性に満ちた地方創生を力強く推進し、日本のあすを切り開く一年にするとしています。

本町においては、人口の減少、産業の衰退、地震・津波や風水害などの自然災害、そして公共施設の老朽化という4つの危機を克服し、持続する都市を目指す未来へと続くスタートの年と捉えています。新年度には、町の最も基本的な計画であります町総合計画の見直しに着手するほか、学校や保育所の適正配置に向けた具体的な検討に取り組んでまいります。

行政の基本施策を着実に推進して、さらに厚みのある行政サービスをお届けするため、昨年お示しした3つの減らすものと3つのふやすもの取り組みを新年度においても力強く継続してまいります。

減らすものでは、医療費、ごみの排出量、交通事故の3つを引き続き継続してまいります。昨年より開始した人間ドックの補助内容を見直し実施するほか、風疹抗体価検査・風疹等予防接種を新たに加え、健康づくりと、きめ細かな健康管理を通して医療費

の抑制に取り組みます。

ごみ排出量の抑制につきましては、がんばるごみ減量化報奨金の実施方法を一部改めて継続するほか、ミックスペーパーの収集など、引き続き皆様とともに力を合わせ、取り組んでまいります。

交通事故は、関係団体など多くの方々のお力添えを賜り、交通死亡事故無事故記録を昨日で966日と伸ばし、更新し続けております。悲しい交通事故の撲滅に向けた歩みをとめることはできません。

一方、ふやすものでは、交流の機会、空き家情報、地域の助け合いの3つといたしました。

交流の機会では、本町が昨年6月、長野県下諏訪町と姉妹都市提携を締結し、深く広い交流のきずなを結びました。今後は、首都圏や海外からも多くの人をこの町に迎え入れ、友好と交流の町として関係人口の拡大を図ってまいります。

2つ目の空き家情報では、昨年結んだ愛知県宅建協会との協定を礎に新たな補助制度を導入するなど、さらなる空き家バンク制度の充実を進め、より多くの空き家情報を求めてまいります。

そして、3つ目として、地域の助け合いのきずなを新たなふやすものとしてお示しいたします。高齢化率が36%を超える本町では、地域で支え合い、助け合う社会の構築が不可欠でございます。本町に残る地域のつながりを生かしながら、さらなる助け合いの仕組みをつくるため、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支え合い協議体の設置を進めてまいります。

いずれの施策も、行政のみでは成果を上げられるものではございません。地域の皆様やさまざまな団体、多種多様な事業者の皆様、そういった方々との協力・連携により行政運営を進め、成果を求めてまいります。

次に、予算編成に当たっては、持続可能な行財政運営を目標に、消滅可能性自治体として名指しをされた本町が将来にわたって存続できるよう、P D C Aに基づく用途の選択と効果の検証による査定を行い、編成をいたしました。

まず、ハード事業としましては、漁港施設などのインフラ整備を計画的に進めるとともに、学校給食センターの整備事業の実施設計業務、師崎山ノ神の避難場所及び避難経路の用地購入、町総合体育館のつり天井耐震化・L E D化の工事設計業務、小・中学校のトイレ洋式化等を計画的に実施し、強く快適な施設整備を進めてまいります。

また、老朽化した豊丘むくろじ会館特別教室棟の解体工事のほか、地震発生時に倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去工事に対して補助金を交付し、安全・安心のまちづくりを推進いたします。

町民の足として御利用いただいている海っ子バスの老朽化した車両を更新し、公共交通の安定運行の確保をまいります。

ソフト事業では、町の最も基本的な計画である次期総合計画の策定業務に着手いたします。

また、学校施設の長寿命化と規模適正化、保育所の適正配置に係る計画策定に向けた検討を進め、公共施設適正管理の取り組みを前進させてまいります。

産業振興の面では、農漁業者の新規就業者への支援を引き続き実施するとともに、ノリの食害対策事業費補助を新たに実施し、活気ある地域をつくってまいります。

未来を担う子育て世代を応援するため、子ども・子育て支援事業計画の策定を進め、妊婦の方の歯科検診事業を新規に開始するほか、各学校で実施している野外キャンプ活動等への林間学校補助金を拡充いたします。

空き家バンクにおきましては、宅建事業者や空き家所有者との連携のもと、新規物件の登録・利活用の促進のため、新たな補助金を創設し、制度の充実を図ります。加えてタウンプロモーション事業と連携し、本町の魅力発信と移住・定住促進を進めてまいります。

国の登録文化財の内田佐七家におきまして毎年開催しておりますコンサート事業が10周年の節目を迎えます。これを記念して新年度は事業を拡大して実施し、より多くの方にすぐれた芸術・文化に触れる機会を提供してまいります。

新年度予算には地域の安全性を高めながら、生き生きとした交流の輪を広げ、さまざまな世代の方々が多様な生き方を選択できる町、すなわち持続する町の礎となる事業を計上いたしました。

我々は、さらなる行政サービスの向上に精進し、信頼をより高めるよう努力してまいります。そして、皆様には私たちと心一つに、南知多町を明るい未来に導くため、力を合わせていただきますようお願い申し上げます、新年度に向けての施政方針とさせていただきます。

続きまして、諸般報告をさせていただきます。

まず、防災に関しまして新たに締結した協定について御報告申し上げます。



平成30年12月12日にドローン操縦士の養成学校などを運営する株式会社D S Aと災害時における無人航空機の運用等の協力に関する協定を締結いたしました。この協定は、津波や土砂災害による孤立地域の情報収集活動や要救助者の搜索活動などを、無人航空機、いわゆるドローンで撮影した映像や画像を活用して効果的に行うことを目的としております。

次に、がんばるごみ減量報奨金制度につきまして御報告申し上げます。

本町の家庭系1人1日当たりのごみ量は、県内ワースト2位といったごみの排出量の多い町となっております。こうした状況から脱却するためにも、また平成34年度から知多南部広域環境組合で始まるごみ処理事業の広域化に対応するためにも、ごみを減らすことが必要であります。ごみの減量には町民の皆様の御協力が不可欠であり、その御努力に報いるため、平成30年度におきましては、昨年7月から12月までの半年間を下半期として、がんばるごみ減量報奨金制度を実施させていただきました。

この報奨金制度は、町内を5地区に分け、地区ごとにごみ量を前年同時期と比較し、より減量していただいた順に順位をつけ、順位に応じた報奨金をお支払いするもので、その結果につきましては、去る2月1日号の町広報などでも公表させていただいております。

なお、町民の皆様の御協力により、この報奨金制度を実施した下半期につきましては、1人1日当たりのごみ量を21.7グラム減らすことができました。平成34年度に向けた本町の家庭系1人1日当たりのごみ量の目標は573グラムであります。平成28年度の733グラムから160グラムの減量が必要となっております。皆様の御努力に感謝申し上げますとともに、今後におきましても、より一層のごみの減量と資源化に御協力いただきますよう、よろしく御願い申し上げます。

最後に、学校法人日本福祉大学との連携に関する包括協定の締結につきまして御報告申し上げます。

南知多町と学校法人日本福祉大学とは、去る2月12日に、学校法人日本福祉大学から丸山理事長、児玉学長様をはじめ多くの大学関係者の皆様にお集まりいただき、連携に関する包括協定を締結いたしました。大学との包括連携協定は本町としては初となるものであります。これまでの連携を礎に、さらにきずなを深めながら、大学に集積する知識や情報、ノウハウを行政やまちづくりの施策に生かしていきたいと考えております。

以上で諸般報告を終わります。

続きまして、提出案件の概要を御説明申し上げます。

本議会に提出させていただきます案件は、公の施設の指定管理者の指定についてをはじめ26議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

議案第3号の公の施設の指定管理者の指定につきましては、日間賀島渡船ターミナルの管理につきまして、南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例第18条第1項の規定によりまして、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第4号の訴えの提起につきましては、内海港水没車両引き揚げ費用の請求に関する訴えの提起をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第5号の町道路線の認定及び廃止につきましては、町道につきまして、町の路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第6号の半田市と南知多町との間の一般旅券の申請の受理、交付等に関する事務の委託に関する協議につきましては、平成31年3月31日をもって知多県民センターの知多旅券コーナーの業務が終了となり、同年4月1日より旅券業務が本町に移譲されることに伴いまして、同業務を半田市に委託するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第7号の愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させ、同組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。

議案第8号及び議案第9号の工事請負契約の締結につきましては、去る2月25日に小中学校普通教室空調機器設置工事の入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第10号の南知多町公共施設等整備基金の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、公共施設等の更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行う財源を確保するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、新たに条例を制定するものであります。

議案第11号の南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国家公務員において、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置が適用されることに伴い、本町におきましても地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により国家公務員の措置にあわせて実施するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第12号の南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令等の一部改正が平成30年3月31日に公布され、国の法定限度額が引き上げられたこと及び行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律の規定に基づき、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第13号の南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の一部改正が平成29年1月18日に公布され、国の管理道路の占用料が平成29年4月1日に改定され、それに伴いまして愛知県道路占用料条例が一部改正され、平成30年12月21日に公布されたことに伴いまして、本町の占用料を愛知県に準じて改定するため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第14号の南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、児童扶養手当法の一部改正によりまして、児童扶養手当の支給制限適用期間が改正されることに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第15号の南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正が平成31年4月1日に施行されることに伴いまして、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第16号の尾州廻船内海船船主内田家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成29年7月に重要文化財に指定された内田佐七家及び平成30年11月に登録有形文化財に登録された内田佐平二家につきましては、両家の一層の普及啓発を図るため、現行条例の一部を改正するものであります。

議案第17号は、平成30年度南知多町一般会計補正予算（第7号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,591万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ77億1,958万3,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして、総務費1億2,544万2,000円及び農林水産業費308万4,000円をそれぞれ追加し、民生費1,670万1,000円、衛生費1,621万3,000円、消防費124万7,000円、教育費329万4,000円及び公債費516万円をそれ

ぞれ減額するものであります。

歳入におきましては、財産収入160万8,000円、繰越金1億2,700万3,000円、諸収入2,661万2,000円及び町債1,220万円をそれぞれ追加し、国庫支出金348万1,000円、県支出金665万8,000円及び繰入金7,137万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

また、あわせまして、師崎山ノ神避難場所整備事業につきましては、翌年度に繰り越して予算を使用するための繰越明許費の補正措置をお願いするものであります。

また、これら事業に充当する財源としましては、地方債の変更をお願いするものであります。

議案第18号は、平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,509万3,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ30億220万3,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして保険給付費3,750万円、基金積立金6,000円及び諸支出金4,849万1,000円をそれぞれ追加し、予備費90万4,000円を減額するものであります。

また、歳入におきましては療養給付費等交付金が422万7,000円、県支出金3,488万1,000円、財産収入5,000円、繰入金803万6,000円、繰越金1億81万7,000円及び町債3,500万円をそれぞれ追加し、国民健康保険税9,787万3,000円を減額するものであります。

議案第19号は、平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ199万円を減額し、補正後の歳入歳出の予算総額を2億5,929万6,000円とするものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳出におきまして後期高齢者医療広域連合納付金199万円を減額するものであります。また、歳入におきましては、国庫支出金128万5,000円を追加し、繰入金327万5,000円を減額するものであります。

議案第20号は、平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。

今回の補正は、歳入の財源更正を行うものであります。

補正をお願いします内容としましては、歳入におきまして国庫支出金306万2,000円を追加し、基金繰入金306万2,000円を減額するものであります。

議案第21号は、平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ878万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出の予算総額をそれぞれ9,448万1,000円とするものであります。

補正をお願いいたします内容としましては、歳出におきまして、総務費493万1,000円及び基金積立金385万円をそれぞれ追加し、歳入におきましては、繰越金878万1,000円を追加するものであります。

次に、議案第22号から議案第28号までの7議案は、平成31年度南知多町の各会計の当初予算であります。

一般会計、5特別会計及び企業会計の予算総額は138億2,203万3,000円であり、前年度の当初予算額に比較しますと2,882万3,000円、0.2%の増となっております。厳しい財政状況にありますが、社会情勢の動向や町の諸課題に取り組み、住民福祉の維持向上を目指し、予算編成に当たりました。

なお、各会計の当初予算につきましては、上程の都度私から、またその他の案件につきましては担当部長等に説明させますので、慎重御審議の上、円満かつ速やかに御可決を賜りますようお願い申し上げます。施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって町長施政方針・諸般報告並びに提出案件の概要説明を終わります。

---

日程第4 議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について（日間賀島渡船ターミナル）

○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について（日間賀島渡船ターミナル）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、議案第3号 公の施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございますが、平成31年4月1日に供用開始される日間賀島渡船ターミナルの管理について、南知多町渡船ターミナル設置及び管理条例第18条第1項の規定により、指定管理者の指定に当たり地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める必要があるからでございます。

2の指定の内容でございますが、(1)管理を行わせる公の施設は、日間賀島渡船ターミナルでございます。

(2)指定管理者となる団体は、南知多町大字日間賀島字東側83番地、南知多町観光協会日間賀島支部でございます。

(3)指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○5番（内田 保君）**

では、議案第3号の日間賀島指定管理者の観光協会の指定について質疑させていただきます。

3点ありますので、よろしく申し上げます。

第1点、総務省は、自治法252条の17の5に基づいて指定管理のあり方を助言しております。どのように助言しているかという点、指定管理者の指定申請に当たっては、住民サービスを効果的に、効率的に提供するために、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画を出させることが望ましいとしております。今回、業者選定のために複数の申請者の選定から事業計画書が出されているのか、日間賀島観光協会だけだったのか、これが1点。

2点目です。

日間賀島観光協会を選定する前に選定協議会というのが設置されて、これは開かれておるのか。開かれておるならば、誰が参加した選定協議会なのか、これが2点目です。

3点目、一般的に指定管理者と指定管理を結ぶ場合には協定書を結ぶということになっているそうです。協定書はあるのか。もしあるのならば、日間賀島観光協会との協定書において、南知多町と指定管理団体との責任とリスクの分担事項及び損害賠償責任保険等の加入の具体的事項等を計画しているか。また、指定管理者が労働法令等の遵守の雇用労働条件の配慮の確認等はされているか。そしてまた、最後に町長が、この管理体制のチェック体制をどのようにするような仕組みがつけられているか、このことについて、3点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

内田議員の質問にお答えいたします。

指定管理につきましては、平成30年12月17日より平成31年1月23日の間、町のホームページで募集要項を掲載して募集を募っております。その結果、離島という特性がございます都合だとは思われますが、日間賀島支部1社のみの応募ございました。

日間賀島支部の業務の管理内容につきましては、1月31日に副町長を委員長、各部長を委員といたしました指定管理者選定委員会におきまして事業の計画書の中身を審査いたしましたして、指定管理者の候補として指定いたしました。

それで、協定書につきましては、指定管理者と協定内容につきまして協定書を結んでおります。

管理の体制につきましては、雇用形態は長い時間雇用するということではございません。指定管理委託料の中で人件費を計上しておりますので、そちらで満たす範囲の雇用という形になると思います。それで、損害賠償保険につきましても協定書の中身で締結をしていく予定でございます。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

確認したいんですが、今少し聞き漏らしてしまったので、選定協議会の委員を具体的に答えていただきたいということと、それから協定書の中身にかかわって、これは大事なことだと思うんですね。いわゆる責任とリスクということで、ここまでの事故につい

ては日間賀島の観光協会が負うんだと、そして、この災害については南知多町が負うと、そのこのところをはっきりとしていかないと、これは曖昧になってしまいますので、その点は、特に責任とリスクの分担についてははっきりしているのかどうか、この2点について再度お答えください。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

選定委員会の委員の構成でございます。

まず副町長が委員長でございます。それで、各部長が委員となっております。

それで、協定書の中身で修繕につきましては、60万円以下は指定管理者の責務で行っていただくということで、それ以上のものにつきましては町のほうで対応するというところでございます。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第3号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第4号 訴えの提起について

○議長（藤井満久君）

日程第5、議案第4号 訴えの提起についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。



建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、議案第4号 訴えの提起について御説明申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございますが、訴え（少額訴訟）の提起に当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める必要があるからでございます。

2の請求の原因でございますが、平成29年6月16日午後3時から4時ごろ、南知多町大字内海字浦向地先の内海川河口に車両を故意に水没させ、南知多町内海港港湾管理条例に基づく当町の港湾管理権を侵害したものでございます。その際、当町がこうむった車両引き揚げ費用26万4,600円について、再三にわたる請求催告に応じないため、訴えを提起するものでございます。

1ページ目をごらんください。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

なお、3ページ目に車両水没場所の位置図を添付してありますのでごらんください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

訴えについては町のお金を使いますので、大事な点なので、少しお聞きします。

4点あります。

まず第1点は、再三請求したというふうに今説明されましたけれど、相手側とどの程度、直接何度交渉してきたのか。そして、その様子はどうだったのかということをも、もう少しお伝えください。

2点目、今の説明にもありましたけれど、相手は故意に捨てたと訴えるだけの証拠をどれだけ確保しておりますか。相手側の言い分はどういうふうに言っているのか。

3点目、顧問弁護士を利用するとしても、訴訟のためにおよそ幾らぐらいの費用がか

かると想定しておるか。これが3点目です。

4点目、少額訴訟は、いわゆる裁判当日に相手が来なくては成立しません。大体1回で終わるわけですけど。相手が出席するという、そういうことを言っているのか、その見込みでこの訴訟を提起しようとしているのか、和解する方向の方向性の問題についてはどのように考えているのか、これについて、もう少し詳しくお願いします。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

内田議員の4つの質問に対して回答させていただきます。

まず第1、何度交渉したかという件につきましてでございますが、事故発生以来、電話等による請求を行いました。請求に対して支払いがされませんでしたので、それ以降7度、自宅のほう、または会社、勤め先のほうにお伺いしております。その場で会えないときもありましたが、そのように行っておりまして、会ったときに事故確認書、みずから落として水没させましたという事故確認書のほうもいただいております。

2番につきましては、今言いましたとおり、確認書で確認しております。

3番につきましてでございますが、訴訟の費用についてでございますが、既に着手している弁護士名での内容証明の郵便送付に係る着手金といたしまして、3万2,400円をお支払いしております。今後におきましては、訴訟提起時に追加着手金といたしまして7万5,600円、訴訟に係る報償金といたしまして獲得した金額の10%、26万4,600円の請求額になりますので2万6,460円になるかと思っておりますが、こちらを合わせた13万4,460円程度が必要になってくるものと思われま。

なお、訴訟がそれ以降続くことになりますと、またそれ以上かかることもあるかと思っております。

続きまして、4の本人の出席を既に了解等を得ているかという件につきましては、そのように会えないような状況でございますので、まだそういった形のことは聞いておりません。今後、顧問弁護士等と相談して対応していきたいと考えております。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今の説明について、もう一点、ちょっと中身を確認したいと思います。

私は、故意に落としたと、町側は故意に落としたという、そういう言い方をされております。故意に落としたという、その具体的な証拠というのはあるのでしょうか。事故で落ちてしまったのか、故意と事故は違うと思いますが。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

故意にという証拠につきましては、まずこちらのほうの落とした場所につきましては、護岸から砂浜のほうに現状おりられるような状況になっていたということで、ただし、そこにつきましては既にバギー車等の進入禁止という注意看板において、こちらのほうにおりるなということをしておりました。あと、警察等もこちらのほうに参りまして、現場確認等もしておりますし、先ほど言いました、本人に会ったときに、そういった故意に落としたということを確認しております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議案第5号 町道路線の認定及び廃止について

○議長（藤井満久君）

日程第6、議案第5号 町道路線の認定及び廃止についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、議案第5号 町道路線の認定及び廃止について御説明申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由でございますが、町道について路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条及び第10条の規定に基づき、議会の議決を求める必要があるからでございます。

2の認定及び廃止の概要でございますが、町道1319号線は、従来より生活道路として利用されていますが、今後も適正な道路管理を図るため、現行の1319号線の全線1,355.7メートルを廃止し、新たに終点部を179.5メートル延長した1,535.2メートルを1319号線として認定するものでございます。

次のページをごらんください。

破線が今回廃止する町道1319号線で、実線が新たに認定する町道1319号線でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

1点だけ、ちょっと確認します。

この町道を認定することで、デメリットとメリット、これをどのように考えておりますか。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

この路線を認定することに対してのデメリット・メリットについてでございますが、

メリットにつきましては、こちらの道路につきましては内海フォレストパークの入り口まで道路のところを町道認定するところがございますが、こちらにつきましては、内海フォレストパークをつくった際に迂回路として、北側の利屋のほうへ向かうつけかえ道路の用地を確保しております。そちらのほうに将来的に道路をつくるという形になったときには、こちらのほうが道路を延長すれば、そちらの道路づきという形になりますので、そういったのがメリットかなというふうに思っています。

デメリットにつきましては、ちょっと今のところないかと思っております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第6号 半田市と南知多町との間の一般旅券の申請の受理、交付等に関する事務の委託に関する協議について

○議長（藤井満久君）

日程第7、議案第6号 半田市と南知多町との間の一般旅券の申請の受理、交付等に関する事務の委託に関する協議についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第6号 半田市と南知多町との間の一般旅券の申請の受理、交付等に

関する事務の委託に関する協議につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 提案の理由は、平成31年3月31日をもって知多県民センターの知多旅券コーナーの業務が終了となり、同年4月1日より旅券業務が南知多町に移譲されることに伴い、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、同業務を半田市に委託するため、別紙規約のとおり半田市と協議することについて、同条第3項で準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決が必要であるからであります。

2. 協議する規約の主な内容は、(1)委託業務の範囲については、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、愛知県事務処理特例条例に掲げる一般旅券の申請の受理、交付等に関する事務を半田市に委託するとするもので、第1条関係であります。

(2)経費の負担については、委託事務の管理及び執行に要する経費は南知多町の負担とするもので、第2条関係であります。

(3)施行期日は、平成31年4月1日からとするもので、附則関係であります。

なお、規約については、議案に別紙として添付してありますので御確認いただきたいと思えます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

#### ○5番（内田 保君）

パスポートの発行業務について4点質問します。

1つは、できれば美浜町や東浦町のように、パスポートの発行業務は各自治体で実施することが町民の利便性からいっていいわけですが、南知多町として、自分の町で発行すると幾らぐらいかかるとあらかじめ想定したのかどうか。また、その額はどれぐらいだったのか。

2点目、知多事務所での平成29年度の南知多町の実績は、お聞きしたところ、パスポート発行は466件、4.75%であると聞いております。およそ幾らのこの負担だったのか、

特に利用者にもよりますけれど、今回半田市に払う177万4,000円の負担金より少ないのか多いのか、平成29年度の実績は。いかがでしょうか。

それから3点目、負担の基本の問題でございます。

先日、全員協議会等で説明された中身をちょっと見てみますと、やはり余りにも均等割が多過ぎると。原則は、機械等の大きな機械を買うときの部分については均等割でもいいかと思うんですが、南知多町は先ほど言ったように4.75%です。466件しか利用しておりません。なので、原則は件数割にしていくべきではないかと。今は均等割が非常に多いです。そういう点はどのように考えているか。

それから4点目です。

消耗品費、施設管理費が平成31年度からは件数割になっております。しかし、平成30年度は均等割になっているんですよ。これはおかしいんじゃないですか。これはやっぱり交渉して、いわゆる件数割にするということにすべきじゃないかというふうに、平成30年度でありますけれど、そういう交渉はしたのかどうか。いかがですか。

○議長（藤井満久君）

住民課長。

○住民課長（宮地利佳君）

では、ただいまの内田議員からの御質問にお答えいたします。

まず1つ目の御質問で、利便性を考えて各自治体でやるべきではないかというふうなお話だったと思いますが……。

○5番（内田 保君）

幾らぐらいかかるか。

○住民課長（宮地利佳君）

済みません、幾らぐらいかというところですが、まず機器等整備関係ですが、これは平成27年に美浜町が独自でやるというところに一応検討した額になりますが、約、機器等の整備で140万円ぐらいかかるかというふうな見込みをしました。あと人件費等につきまして、受け付け事務等につきまして委託をすることを考えますと、人件費等、あと消耗品等を合わせて400万円ぐらいがかかるかなというふうな予想を当時いたしました。

あと2つ目の知多旅券センターの委託が幾らかという件なんですが、これは今県がやっております、特に町のほうから委託金を払っているとか、そういったことはありませんので、費用はかかっておりません。

あと、均等割と件数割の関係で、件数割……。

○5番（内田 保君）

原則件数割にすべきじゃないかということ。均等割が非常に多いです。

○住民課長（宮地利佳君）

均等割が多いということなんですが、均等割にしてあるものは、特に機器関係を均等割にしてあります。その理由としましては、機器等については、1つのまちで入れる場合は必ず全額かかってきます。しかし、均等割にすれば、今回6市町で割ることができるということで、安くかかるということで、均等割のほうにしてあるということになります。

あと済みません、4つ目の質問ですが、ちょっと聞き漏らしたものですから、もう一度お願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

ここに説明をいただきましたよね、全員協議会で。その資料の中の一番最後です。平成30年度購入消耗品費と、それから平成31年度からの消耗品費が書いてあります。消耗品費は、平成31年度からは申請件数割と、こうなっております。しかし、平成30年度購入消耗品費、事務用消耗品費、施設管理用消耗品費は均等割と、こういうふうになっております。やはりこれは、どうしてこういう矛盾が起きたのかということなんですね。平成30年度は何で均等割にして、平成31年度から件数割にするのかと、ここはおかしいんじゃないですかということです。

○議長（藤井満久君）

住民課長。

○住民課長（宮地利佳君）

申しわけありません。今、その資料は、ごめんなさい、どの資料のことなんでしょうか、済みません。

○5番（内田 保君）

全員協議会の住民課から出された半田市と南知多町との間の一般旅券の申請の受理、交付等に関する事務の委託に関する協議について、フローチャートがついている資料で



す。

○議長（藤井満久君）

住民課長。

○住民課長（宮地利佳君）

申しわけございません。確認しまして、また後からお答えさせていただきたいと思えます。

○議長（藤井満久君）

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

先ほど、恐らく単独でやって、しかも件数割を多くしたほうがいいんじゃないかということだと思うんで、ちょっと数字、金額のことが、平成31年度のこれは試算なんですけれども、全体で2,800万円ほどをそれぞれの市町で負担するわけですけれども、先ほど住民課長が言いましたように、町単独でやった場合の想定が、機器と人件費で540万円ぐらいを想定しておりまして、この共同でやるということで、その想定が177万4,000円ということで、その差額は浮いてくるのかなということです。

それで、この内訳で人件費の割合は、委託料、委託してお願いする部分の金額が結構な額で、人件費には1,400万円ほど、それから委託料も940万円ほど、2,800万円の中のその部分を占めます。それについては申請件数割でやりますので、その額が大きいものですから、これについては適正な割合かなというふうには考えておるところでございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井満久君）

内田議員。

○5番（内田 保君）

具体的に示しますと、例えばビザハンドブック均等割、電気料金均等割、それから電話通信料均等割、IC旅券交通交付端末器保守料均等割、旅券事務事務室使用料均等割、CS端末等使用料負担金均等割、旅費、いわゆる普通旅費、研修旅費、多分事務の方だと思うんですけど、これも均等割と。申請件数についての件数割は、人件費と、それから消耗品費、それからあとは郵便料ですね、あとは窓口業務の委託料、これは申請件数の件数割だけなんです。なので、例えばビザハンドブックだとか電気料金にしたって、

これは別に件数割をしたっておかしくないわけで、そういう点では、やっぱりもっと交渉すべきではなかったのかというふうに思っているんですが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

答えられますか。

住民課長。

○住民課長（宮地利佳君）

ちょっともう一回検討して、お答えしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

それでは、ここで暫時休憩といたします。休憩は40分までとします。

〔 休憩 10時32分 〕

〔 再開 10時40分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

住民課長。

○住民課長（宮地利佳君）

それでは、議長の許しを得ましたので、先ほどの内田議員からの質問にお答えいたします。

まず、均等割が多いので件数割にすべきじゃないかというふうなお話だったと思うんですが、これにつきましては、この3市3町で協議した結果の答えなんですが、このビザハンドブックというのは参考図書のことなんですが、こういったものとか電気料金、電話料等につきましては、均等割にしてあるものについては町単独でやったとしても、3市3町でやったとしても、その場所で必ず要るものなので6等分すると、均等割にするというふうなことで決まったものであります。

あと、この表の下のほうにあります平成30年度の消耗品と旅費について均等割になっている理由になりますが、これにつきましては、今年度の半田市が立てかえで支払ってあるものになります。ですので、平成30年度半田市が立てかえて支払ってあるものについて、平成31年度に均等割で半田市にお支払いするというふうな形のものになります。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第6号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第8 議案第7号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について**

**○議長（藤井満久君）**

日程第8、議案第7号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

**○総務部長（中川昌一君）**

それでは、議案第7号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の提案の理由です。

地方自治法第290条の規定により、愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため、議会の議決を求める必要があるからでございます。

2の提案の内容でございます。

愛知県市町村職員退職手当組合から常滑武豊衛生組合及び日東衛生組合を削除するも

ので、別表第1及び別表第2関係でございます。

3の施行期日は、平成31年4月1日でございます。

また、提案理由の説明の次のページに愛知県市町村職員退職手当組合理約の新旧対照表をつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

2点質問します。

まず、退職手当組合に南知多町が1年におよそ幾らぐらい支出しておるんですかということ。特に、この2つの組合が脱退することで、ほかの自治体との関係で、南知多町に事務経費等負担金がふえることはないか。

2番目は、南知多町長は議員であるのかと。こちら辺の地区は3区というふうになっているそうでありますが、3区の議員は5人の定数枠だそうです。どこの市長がこの議員の5人になっているのかと、それを明らかにしてください。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

組合に幾ら負担しているかと、町長は議員であるかということですが、組合の負担金については、ちょっと後で説明させていただきますが、脱退することによって町の負担がふえるようなことはございませんので、お答えさせていただきます。

あと2点については、ちょっと後ほど調べて回答させていただきます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第7号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第9 議案第8号 工事請負契約の締結について（小中学校普通教室空調機器設置工事（内海小学校始め4校））**

**○議長（藤井満久君）**

日程第9、議案第8号 工事請負契約の締結について（小中学校普通教室空調機器設置工事（内海小学校始め4校））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

**○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）**

それでは、議案第8号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1 ページの提案理由の説明をごらんください。

1 の提案の理由でございます。

小中学校普通教室空調機器設置工事（内海小学校始め4校）につきまして請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

2 の工事の概要でございます。

工事名は、小中学校普通教室空調機器設置工事（内海小学校始め4校）。

工事場所は、内海小学校、豊浜小学校、大井小学校、師崎小学校でございます。

工事概要でございますが、アの空調設置工事としまして、普通教室33室、内訳は、内海小学校10室、豊浜小学校8室、大井小学校8室、師崎小学校7室に設置するものでご

ございます。

(イ)の空調方式につきましては、電気式個別エアコン(天つり型)でございます。

イの空調設置に伴うキュービクル設置工事を実施するものでございます。

工期は、平成31年9月30日まででございます。

請負契約金額は8,726万4,000円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は646万4,000円でございます。

請負契約者は、知多郡南知多町大字豊浜字鳥居119番地、有限会社久富電気でございます。

裏面をごらんください。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

入札につきましては、去る2月25日に5社により実施したものでございます。

なお、3ページには入札結果をつけてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(藤井満久君)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

内田議員。

○5番(内田 保君)

大事なお金ですので、チェックしたいと思います。

1つは、指名競争入札で柳さんと久富さんは、これはわかります。あと3社についてはどのような基準で選定したのか、これが1点目。

それから2点目ですが、一応工事価格については最低制限価格を設けると、100分の60から100分の80でしたか、そこら辺の最低制限価格を設けるという形にたしかになっていたと思うんですね。これについて、それぞれ最低制限価格はどの程度の価格を設定したのか。当然、これは最低制限価格がクリアしているので問題ないと思うんですが、そこを公表できたらお願いします。

○議長(藤井満久君)

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

それでは、内田議員の御質問に対して御回答させていただきます。

5社の指名の内訳の残りの3社でございますが、今回、電気工事ということで、建設業許可を持ち、経営事項審査を受けている県内においての電気工事の実績のある3社を指名してございます。あと、最低制限価格につきましては公表はしておりませんので、予定価格につきましては5分の4から3分の2の範囲で定めてございます。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第8号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第9号 工事請負契約の締結について（小中学校普通教室空調機器設置工事（内海中学校始め7校））

○議長（藤井満久君）

日程第10、議案第9号 工事請負契約の締結について（小中学校普通教室空調機器設置工事（内海中学校始め7校））の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

それでは、議案第9号 工事請負契約の締結につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

1 ページの提案理由の説明をごらんください。

1 の提案の理由でございます。

小中学校普通教室空調機器設置工事（内海中学校始め7校）につきまして請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2 の工事の概要でございます。

工事名は、小中学校普通教室空調機器設置工事（内海中学校始め7校）。

工事場所は、内海中学校、豊浜中学校、師崎中学校、篠島小学校、篠島中学校、日間賀小学校、日間賀中学校でございます。

工事概要でございますが、アの空調設置工事としまして（ア）普通教室40室、内訳は、内海中学校5室、豊浜中学校5室、師崎中学校5室、篠島小学校7室、篠島中学校5室、日間賀小学校8室、日間賀中学校5室に設置するものでございます。

（イ）の空調方式につきましては、電気式個別エアコン（天つり型）でございます。

イの空調設置に伴うキュービクル設置工事を実施するものでございます。

工期は、平成31年9月30日まででございます。

請負契約金額は1億2,722万4,000円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は942万4,000円でございます。

請負契約者は、裏面をごらんください。

知多郡南知多町大字豊浜字鳥居87番地、柳電気株式会社でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

入札につきましては、去る2月25日に5社により実施したものでございます。

なお、3ページには入札結果をつけてございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○5番（内田 保君）**



同じような業者ですので、その点については質問しませんが、一つ、先ほどの、いわゆる価格設定や最低制限価格を設定しているということなので、これは工事が終わったわけですから、工事の透明性、それから価格の透明性から考えて、町民の説明責任の点からも公表すべきというふうに私は考えるんですね。多くの県でも、愛知県でも公表しております、最低制限価格。なので、やはり実際に工事が終わった、前は公表することは難しいとは思いますが、それでも公表している市町もあります。なかなか難しいところはありますけれど、しかし工事は終わったわけですから、予定価格はこれだけで、最低制限価格はこれだけで、落とされたパーセンテージは何%でしたよというのは、これは町民にとって非常に透明性があると思うんですね。だから、最低制限価格は、工事が終わった後は明確にすべきだと考えるんですが、いかがですか。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

内田議員の質問に対してお答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、今現在、最低制限価格につきましては公表しておりません。入札後も今現在公表しておりません。その点につきましては、公表により入札の結果が最低制限価格という形で金額の設定をされ、その設定に対して入札がされるということも考えられますので、今現在、まだ公表するという事は考えておりません。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今の最低制限価格の問題について、ちょっと私のほうから話をしたいと思います。

このエアコンの議案については賛成であります。やはり今後も最低制限価格も含めた

形で公表していただいて、そして皆さんと一緒に、町民に対してわかりやすい予算決定であったというふうな形にしていきたいと、こういうように思っております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第9号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第10号 南知多町公共施設等整備基金の設置及び管理に関する条例の  
制定について

○議長（藤井満久君）

日程第11、議案第10号 南知多町公共施設等整備基金の設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（田中嘉久君）

それでは、議案第10号 南知多町公共施設等整備基金の設置及び管理に関する条例の制定につきまして、御説明を申し上げます。

制定理由の説明をごらんください。

1. 制定理由は、公共施設等の老朽化対策が全国的な問題となっている中、本町においても人口減少等による利用需要の変化等を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行っていかなければならないことから、その整備に要する財源を確保するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、新たに条例を制定する必要があるからでございます。

2. 制定の主な内容は、(1)設置の理由につきましては、公共施設等の整備に必要な

財源を確保するためで、第2条関係でございます。

(2)積み立てに関しましては、積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするもので、第3条関係であります。

(3)運用益金につきましては、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に編入するもので、第5条関係でございます。

(4)処分に関しましては、基金の目的を達する場合に限り処分することができるとするものでありまして、第7条関係でございます。

3. 施行期日は、公布の日から施行するものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第12 議案第11号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第12、議案第11号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第11号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正

する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由です。

国家公務員におきましては、平成30年8月の人事院が出されました公務員人事管理に関する報告に基づき、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置が平成31年4月より適用されることとなりました。本町におきましても地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により国家公務員の措置にあわせて実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございます。

超過勤務における規則への委任規定を追加するもので、第8条第3項関係でございます。

3の施行期日は、平成31年4月1日でございます。

また、提案理由の説明の次のページに、この条例の新旧対照表をつけてございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○5番（内田 保君）**

お願いします。

これは大変な条例でありまして、2点お伺いしたいと思います。

この条例改正は、現行の労働基準法の月45時間、年360時間に罰則は今回つけましたものの、あるときには超過勤務命令を1カ月100時間、1年で720時間まで認めるというざる法です。厚生労働省基準の80時間以上の過労死ラインを超えることを認めることです。このような条例は、役場の職員の過労死を促進するものであり、つまり100時間近く長時間労働であったとき、今までならば公務災害を認定したものを曖昧にさせるものです。電通の高橋まつりさんの母親や、過労死家族からも指摘されている過労死促進条

例をつくるものです。役場の職員を守るためにも絶対に条例を改正すべきではないと考えますが、どのように考えていますか。

2点目、10日以上の有休者には年間5日以上の有休を保障するというのも、これは別個で入っております。では、役場等の全ての職員にそのような労働条件の整備を、4月1日以降、保障する仕組みを役場としてはつくっておりますか。この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

ただいまの内田議員の、この条例は改正すべきではないということで、どう考えるかということですが、本町におきましても国の人事院勧告に基づきまして、地方公務員法第24条の4における均衡の原則ということで、国家公務員に合わせるということを考えておりますので、改正をしたいと考えております。

また、年次有給休暇の関係で決めているかということですが、こちらについては今後、先ほど部長が言いましたように、時間外勤務は時間等についても規則で定めることとしておりますので、今詳細を詰めている段階です。今後、規則のほうで考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第13 議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第13、議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川昌一君）

それでは、議案第12号 南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由です。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され、国の法定限度額が引き上げられたことに伴い、本町におきましても課税限度額を引き上げるため、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、特例対象被保険者等に係る申告の際に雇用保険受給資格者証等の提示を省略することが可能となったため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の内容でございます。

(1)といたしまして、基礎課税額の改正としまして、限度額を現行の「54万円」から「58万円」に改正し、4万円引き上げるもので、第2条及び第23条関係でございます。

(2)といたしまして、特例対象被保険者等に係る申告の規定を改正するもので、第24条の2関係でございます。

3の施行期日等でございます。

施行期日は、平成31年4月1日です。ただし、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

また、提案理由の説明の次のページに、この条例の新旧対照表をつけてございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第12号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第14 議案第13号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について

##### ○議長（藤井満久君）

日程第14、議案第13号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

##### ○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、議案第13号 南知多町道路占用料条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

なお、この議案につきましては、関連がございますので、南知多町道路占用料条例、南知多町法定外公共用物の管理に関する条例、南知多町海岸占用料等徴収条例、南知多町漁港管理条例、南知多町漁港占用料等徴収条例、南知多町内海港港湾管理条例及び南知多町内海港港湾占用料等徴収条例の7つの条例の一部改正を一括して行うものでございまして、料金算定の基礎となる条例別表の一部改正が主な内容となっております。

それでは、提案理由の説明をごらんください。

1の改正の主な理由でございますが、道路法施行令の一部を改正する政令が平成29年1月18日に公布され、平成29年4月1日から国の管理道路の占用料の額が改正されました。これに伴い、愛知県は平成31年4月1日から県の管理道路の占用料の額を愛知県の地価水準等を勘案した額に改定するため、愛知県道路占用料条例の一部を改正する条例を平成30年12月21日に公布しております。このため、南知多町道路占用料条例につきましても、愛知県に準じて占用料の額について現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

なお、南知多町法定外公共用物の管理に関する条例、南知多町海岸占用料等徴収条例、

南知多町漁港管理条例、南知多町漁港占用料等徴収条例、南知多町内海港港湾管理条例及び南知多町内海港港湾占用料等徴収条例につきましても、愛知県に準じて占用料及び使用料の額について現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容でございますが、(1)南知多町道路占用料条例の一部改正につきましては、ア、占用料の額の改定を行うもので、第1条関係でございます。

(2)南知多町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正につきましては、ア、使用料の額の改定を行うもので、第2条関係でございます。

(3)南知多町海岸占用料等徴収条例の一部改正につきましては、ア、占用料の額の改定を行うもので、第3条関係でございます。

(4)南知多町漁港管理条例の一部改正につきましては、ア、使用料の額の改定を行うもので、第4条関係でございます。

(5)南知多町漁港占用料等徴収条例の一部改正につきましては、ア、占用料の額の改定を行うもので、第5条関係でございます。

(6)南知多町内海港港湾管理条例の一部改正につきましては、ア、使用料の額の改定を行うもので、第6条関係でございます。

(7)南知多町内海港港湾占用料等徴収条例の一部改正につきましては、ア、占用料の額の改定を行うもので、第7条関係でございます。

3の施行期日等でございますが、(1)施行期日は、平成31年4月1日です。

(2)経過措置につきましては、7つの関係条例全てに占用料、使用料改定に伴い、増額となる占用者、使用者に対し、調整占用料額、調整使用料額を設け、緩和措置を講じたものでございます。

なお、条例の一部改正の新旧対照表を後ろに添付してありますので、ごらんください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○5番（内田 保君）**



今回の条例改正で、金額が、内海港の特に6条ですね、南知多町内海港港湾管理条例、15ページ、16、17、18にあります。18ページの第6条関係で、漁船以外のその他の船舶として、総トン数20トン未満のものは216円、一月、総トン数20トン以上のものは540円と、一般的に5トンぐらいのものは、零細については安いんですね、86円ぐらいで。だけど、この2つについて非常に高く設定されているんですが、これは何を想定しているわけですか。この216円と540円、その他の船舶というところ。18ページ。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

内海港の港湾の使用料の関係でございまして、漁船以外、その他船舶といたしまして20トン以上は何を想定しているのかという質問でございまして、一般的に漁船につきましては20トン未満ということでございまして、20トン以上につきましては、例えばプレジャーボートだとか、そういったものが本来そちらに想定されるものだと思います。ただし、内海港につきましては、そういった船舶等ございませぬので、今現状の使用料はありません。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第15 議案第14号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第15、議案第14号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第14号 南知多町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由は、児童扶養手当法の一部改正により、同法による児童扶養手当の支給制限適用期間が改正されることに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の内容は、「7月」を「10月」に改めるもので、第2条関係であります。

3. 施行期日等につきましては、施行期日は、平成31年4月1日とし、経過措置として、この条例の施行の日より前の受給資格については、なお従前の例によるものであります。

次のページに、この条例の新旧対照表を添付しておりますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第16 議案第15号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（藤井満久君）

日程第16、議案第15号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第15号 南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明書をごらんください。

1. 改正の理由は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正が平成31年4月1日に施行されることに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2. 改正の主な内容は、(1)災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる規定を追加するもので、第14条関係であります。

(2)利率は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は1.5%以内で規則で定める率とするもので、第14条関係であります。

3. 施行期日は、平成31年4月1日であります。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の南知多町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸し付けについては、なお従前の例によるものとするものであります。

なお、改正条文の新旧対照表が次のページに添付してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第15号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第17 議案第16号 尾州廻船内海船船主内田家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤井満久君）

日程第17、議案第16号 尾州廻船内海船船主内田家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長兼学校教育課長（山下雅弘君）

それでは、議案第16号 尾州廻船内海船船主内田家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

提案理由の説明をごらんください。

1の改正の理由でございます。

平成29年7月に重要文化財に指定されました内田佐七家及び平成30年11月に登録有形文化財に登録されました内田佐平二家につきまして、両家の一層の普及啓発を図るに当たりまして、参加料及び専用使用料の納付規定の追加及び関連条項の規定を見直すため、現行条例の一部を改正する必要があるからでございます。

2の改正の主な内容でございます。

(1)入館料に減免規定を設けるもので、第5条関係でございます。

(2)の参加料の納付に関する規定の追加につきましては、ア、参加料は、町長がその都度定める額とするものでございます。イ、町長は、公益上そのほかの理由により、特に必要があると認めたときは参加料を減免することができるものとするもので、第6条及び別表2関係でございます。

(3)の専用使用料の納付に関する規定の追加につきましては、ア、昼間1時間1,500円、

夜間1時間1,700円とするものでございます。イ、町長は、公益上必要があると認めるときは専用使用料を減免することができるものとするもので、第9条及び別表3関係でございませう。

(4)字句の整理をするもので、第7条、第8条及び第10条から第12条関係でございませう。

3の施行期日は、平成31年4月1日でございます。

なお、提案理由の説明の次のページに、この条例の新旧対照表をつけてございませうので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めませう。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思ひます。これに御異議ありませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めませう。よって、議案第16号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。休憩は11時40分までといたします。

〔 休憩 11時26分 〕

〔 再開 11時40分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして本会議を再開いたします。

ここで、総務課長より発言の申し出がありましたので、許可します。

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

議長さんのお許しをいただきましたので、先ほどの内田議員の質問の議案第7号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につい

てのことについてお答えいたします。

まず負担金ですが、平成29年度の決算額で1億2,349万528円でありました。また、3区の議員はどうかという御質問ですが、3区につきましては、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡、知多郡の5郡が入っておりまして、南知多町長が議員となっております。

それともう一点、議案第11号 南知多町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、内田議員のほうから年休についてどうだという御質問で、私は今後規則で定めると言いましたが、5日以上年休については地方公務員法上では適用除外ということですので、規則で定めるのではなく、配慮をしていくということをしていきたいと思っております。以上です。

**○議長（藤井満久君）**

次に、産業振興課長より発言の申し出がありましたので、許可します。

産業振興課長。

**○産業振興課長（川端徳法君）**

議案第3号 公の施設の指定管理者の指定についての内田議員よりの質疑の中で、指定管理者が行う修繕は60万円までというふうに答弁させていただきましたが、申しわけありません、30万円までということですので、訂正させていただきます。以上です。

---

**日程第18 議案第17号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第7号）**

**○議長（藤井満久君）**

日程第18、議案第17号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

**○企画部長（田中嘉久君）**

それでは、議案第17号 平成30年度南知多町一般会計補正予算（第7号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,591万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億1,958万3,000円とする

ものであります。

第2条に、予算の執行に当たり翌年度に繰り越して使用することができる経費として繰越明許費をお願いするものであります。

第3条は地方債の補正で、地方債の変更をお願いするものであります。

補正をお願いする内容であります。

まず、歳出から御説明を申し上げます。

16ページ、17ページをごらんください。

3. 歳出であります。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は1,096万3,000円の減額補正であります。4節共済費は、臨時職員の雇用見込みの減少により臨時職員等社会保険料を減額補正するものであります。7節賃金につきましても、臨時職員の雇用見込みの減少により賃金を減額補正するものであります。

7目基金費は1億3,728万4,000円の増額補正であります。このうち財政調整基金積立金3,554万1,000円は、平成29年度決算剰余金の一部及び基金の利子分を積み立てるため増額補正をするものであります。都市計画事業基金積立金177万9,000円は、債権入れかえによる収益及び利子分を積み立てるため増額補正をするものであります。公共施設等整備基金積立金1億円は、今議会にて上程されました公共施設等整備基金に平成29年度決算剰余金の一部を積み立てるため増額補正をするものであります。減債基金積立金、土地開発基金積立金及び高齢者福祉基金積立金は、利子分が減額したため補正をするものであります。

14目公共交通対策事業費は236万4,000円の増額補正であります。これは13節委託料で、燃料費の高騰及び少子化による通学定期の販売の減少により委託料が不足したため、海っ子バス運行委託料を増額補正するものであります。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費は324万3,000円の減額補正であります。これは13節委託料で、旧姓併記住基システム改修委託料の委託内容の変更による減額補正であります。

3款民生費、1項社会福祉費、4目国民健康保険費は803万7,000円の増額補正であります。これは、国民健康保険保険基盤安定負担金の額の確定により一般会計からの繰出金を増額するものであります。

では、18ページ、19ページをごらんください。

5目社会福祉医療費は327万5,000円の減額補正であります。これは、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の確定により一般会計からの繰出金を減額するものであります。

続きまして、中段の表をごらんください。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は1,719万5,000円の減額補正であります。これは8節報償費で、子育て支援金の対象者が見込みより減少したため、また20節扶助費で児童手当の支給対象児童数が減少したことにより減額をするものであります。

2目児童運営費は426万8,000円の減額補正であります。これは、7節賃金を臨時保育士の雇用見込みの減及び放課後児童クラブ支援員の勤務日数の減により臨時職員賃金を減額するものであります。

19節負担金、補助及び交付金は、給与改定及び保育単価の確定に伴い、篠島保育園への民間保育所運営費補助金を増額するものであります。

23節償還金、利子及び割引料は、平成29年度子ども・子育て支援交付金の精算に伴う国庫及び県支出金の返還金であります。

続きまして、下段の表、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費は1,262万4,000円の減額補正であります。

20ページ、21ページをごらんください。

これは、合併処理浄化槽設置事業費補助金が当初の見込みより申請件数が少なかったため減額をするものであります。

5目知多南部衛生組合費は358万9,000円の減額補正であります。これは、知多南部衛生組合のごみ処理費の減などにより分担金を減額するものであります。

続きまして、中段の表をごらんください。

6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費は831万6,000円の減額補正であります。これは、補助要件等による事業の不採択や事業費の精査、請負残により補助金を減額するものであります。

4目漁港建設費は1,140万円の増額補正であります。これは、愛知県施行の漁港事業に対する負担金であります。国の第2次補正予算成立により事業実施が決定したためであります。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費は390万7,000円の減額補正であります。これは知多南部消防組合の分担金で、前年度繰越金の増及び給与費、共済費の減額により



減額補正をするものであります。

4目災害対策費は20ページから23ページにわたっておりますが、13節委託料266万円の増額補正であります。これは、師崎山ノ神避難場所整備測量設計業務委託の用地測量面積が当初より拡大したため増額補正をするものであります。

続きまして、10款教育費、5項保健体育費、3目体育施設費は、総合体育館吊天井耐震化・LED化等基本調査委託料で、委託内容の見直しを行ったため329万4,000円の減額補正をするものであります。

12款公債費、1項公債費、2目利子は516万円の減額補正であります。これは、町債のうち平成29年度借り入れ分の利率が確定したため減額をするものであります。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の説明を申し上げます。

10ページ、11ページをごらんください。

2. 歳入であります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は383万3,000円の減額補正であります。これは、先ほど説明をいたしました歳出予算の補正に伴う財源の補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金373万7,000円及び子どものための教育・保育給付費389万6,000円をそれぞれ追加し、児童手当支給費1,146万6,000円を減額するものであります。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は568万3,000円の増額補正であります。これは、師崎山ノ神避難場所整備測量設計業務委託に対する社会資本整備総合交付金を177万3,000円及び旧姓併記住基システム改修事業費に対する391万円をそれぞれ追加するものであります。

3目衛生費国庫補助金は533万1,000円の減額補正であります。これは、浄化槽整備事業費を減額するものであります。

続きまして、14款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金は15万8,000円の増額補正であります。国民健康保険保険基盤安定負担金276万9,000円及び施設型教育・保育給付費等167万円をそれぞれ追加し、後期高齢者医療保険基盤安定負担金149万2,000円及び児童手当支給費278万9,000円をそれぞれ減額するものであります。

2項県補助金、3目衛生費県補助金は115万7,000円の減額補正であります。これは、浄化槽設置整備事業費を減額するものであります。

では、12、13ページをごらんください。

4目農林水産業費県補助金は565万9,000円の減額補正であります。これは、漁村活性化総合対策事業費266万1,000円及び水産業強化支援事業費299万8,000円をそれぞれ減額補正するものであります。

15款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金は21万7,000円の減額補正であります。財政調整基金利子、減債基金利子、都市計画事業基金利子、土地開発基金利子及び高齢者福祉基金利子をそれぞれ減額補正するものであります。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は7,630万3,000円の減額補正であります。これは、今回の歳入歳出補正の財源調整といたしまして減額をするものであります。

2項特別会計繰入金、4目漁業集落排水事業特別会計繰入金は493万円の増額補正であります。これは、平成29年度一般会計繰出金の精算に伴う漁業集落排水事業特別会計からの繰入金であります。

18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は1億2,700万3,000円の増額補正であります。これは、平成29年度の決算剰余金を繰越金として計上したものであります。

では、14ページ、15ページをごらんください。

上から2つ目の表になります。

19款諸収入、4項雑入、2目過年度収入は747万2,000円の増額補正であります。これは、平成29年度障害者自立支援給付費等国県負担金の精算に伴い、追加交付金を増額するものであります。

3目雑入は1,914万円の増額補正であります。これは、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金の精算に伴い増額をするものであります。

20款町債、1項町債、2目農林水産業債は、県営漁港事業負担金に対する漁港整備事業債で1,140万円を増額補正するものであります。

5目消防債は、師崎山ノ神避難場所整備測量設計業務委託に対する防災施設整備事業債で80万円を増額補正するものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、4ページをごらんください。

第2表、繰越明許費であります。

師崎山ノ神避難場所整備事業について、年度内に事業が完了しないため、翌年度に予算を繰り越して使用するための繰越明許費の予算措置であります。

次に、5ページをごらんください。

第3表、地方債補正の表でございます。

歳入の20款町債にて説明をさせていただきました公共事業等債1,220万円の増額補正であります。

次に、24ページに一般会計の地方債残高がありますのでごらんください。

表の一番下段の右端になります。

平成30年度末現在高見込額は68億4,685万7,000円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

**○5番（内田 保君）**

12ページ、13ページの一つだけ教えてください。

利子及び配当金が減っていると、21万7,000円で。財政調整基金からも、それから高齢者福祉基金のこの5つあるわけですけど、これは結局、利子の割合が減らされた。最初に予定された4月の最初よりも減っているから、利子の運用の部分が、配当金の部分が減っているというふうに理解していいですか。

**○議長（藤井満久君）**

検査財政課長。

**○検査財政課長（山下忠仁君）**

内田議員の質問に対してお答えさせていただきます。

12、13ページでございます財産収入の利子及び配当金の財政調整基金からの利子でございますが、定期預金を運用してございます。当初の平成29年のときには定期は農協等に入れておまして、そこの交渉の段階で、当初の見込みより利息の分が減ったということで、今回減額補正をさせていただくということで、お願いしたいと思います。以上です。

**○議長（藤井満久君）**

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第17号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。休憩は1時ちょうどといたします。

[ 休憩 12時02分 ]

[ 再開 13時00分 ]

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

---

日程第19 議案第18号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第19、議案第18号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

議案第18号 平成30年度南知多町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,509万3,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ30億220万3,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明させていただきます。

12ページ、13ページをお開きください。

上段の3. 歳出、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費は1,800万円の増額補正であります。これは、本年1月分までの医療費の実績から推計した結果、当初の見込みより増額となったためであります。

次の2段目、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は1,950万円の増額補正であります。これも、本年1月分までの医療費の実績から推計した結果、当初の見込みより増額となったためであります。

次の3段目、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費は、補正額はありませんが、後ほど説明させていただきます歳入の3款の県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金のうち、2節特別交付金の減額に伴い、財源を更正するものであります。

次の4段目、6款1項基金積立金、1目国民健康保険事業安定化基金積立金は6,000円の増額補正であります。これは、基金積立金の利子が当初見込みより増額となったためであります。

次の下段、7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、5目償還金は4,849万1,000円の増額補正であります。これは、平成29年度の国民健康保険療養給付費負担金等の額の確定に伴う超過交付分を国庫及び県へ返還するものであります。

次に、1枚はねていただき、14ページ、15ページをお開きください。

下段の8款1項1目予備費は90万4,000円の減額補正であります。これは、財源調整のために減額するものであります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

戻っていただき、8ページ、9ページをごらんください。

上段の2. 歳入、1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税は8,819万9,000円の減額補正であります。これは、本年度の一般被保険者国民健康保険税が当初見込みより減額となったためであります。

次の2目退職被保険者等国民健康保険税は967万4,000円の減額補正であります。これは、本年度の退職被保険者等国民健康保険税が当初見込みより減額となったためであります。

次の2段目、2款1項1目療養給付費等交付金は422万7,000円の増額補正であります。これは、平成29年度の退職者医療療養給付費等交付金の額の確定に伴い、交付金が増額となったものであります。

次の下段、3款県支出金、1項県負担金・補助金、1目保険給付費等交付金、1節保険給付費等交付金（普通交付金）は3,750万円の増額補正であります。これは、歳出の2款の保険給付費の増額に伴い、交付金が当初見込みより増額となったものであります。

次に、1枚はねていただき、10ページ、11ページをお開きください。

上段の2節保険給付費等交付金（特別交付金）は261万9,000円の減額補正であります。これは、県の交付決定に伴い減額するもので、歳出の5款保健事業費の財源更正に係る分でございます。

次に2段目、4款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金は5,000円の増額補正であります。これは、国民健康保険事業安定化基金の利子が当初見込みより増額となったためであります。

次の3段目、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金は803万6,000円の増額補正であります。これは、保険基盤安定繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の確定に伴い増額となったものであります。

次の4段目、6款1項繰越金、1目その他繰越金は1億81万7,000円の増額補正であります。これは、前年度の繰越金であります。

次の下段、11款1項町債、1目財政安定化基金借入金は3,500万円の増額補正であります。これは、今年度国民健康保険事業に係る経費の財源不足分を愛知県国民健康保険財政安定化基金より借り入れるものであります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第18号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第20 議案第19号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井満久君）

日程第20、議案第19号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第19号 平成30年度南知多町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正の第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ199万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,929万6,000円とするものであります。

補正をお願いする内容につきましては、まず歳出から説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

3段目の3.歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、補正額はありませんが、後ほど説明させていただきます2段目の歳入の5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の増額に伴い、財源を更正するものであります。

次の下段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は199万円の減額補正であります。これは、町が収納した保険料と保険基盤安定繰入金の額を合わせて広域連合に納付金として納めるものですが、保険基盤安定繰入金の額の確定により減額となったものであります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

同じページの上段、2.歳入、2款繰入金、1項1目一般会計繰入金は327万5,000円の減額補正であります。これは、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金の額の確定に伴い減額するものであります。

次の2段目、5款国庫支出金、1項国庫補助金、1目高齢者医療制度円滑運営事業費

補助金は128万5,000円の増額補正であります。これは、後期高齢者医療システム改修業務に対する国庫補助金の額の確定に伴い増額するもので、先ほど申しあげました3段目の歳出、1款総務費の財源更正に係る分でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第21 議案第20号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（藤井満久君）

日程第21、議案第20号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（田中吉郎君）

それでは、議案第20号 平成30年度南知多町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものとす

るものであります。

なお、歳入歳出予算の総額につきましては変更ありません。



補正をお願いする内容につきましては、歳出から説明申し上げます。

6 ページ、7 ページをごらんください。

中段の3. 歳出、3 款地域支援事業費、2 項1 目一般介護予防事業費及び次の3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費につきましては、財源内訳の更正でございまして、歳出予算額の補正はございません。

次に、歳入について御説明申し上げます。

上段の2. 歳入、2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、7 目保険者機能強化推進交付金につきましては、306万2,000円の増額補正であります。これは、介護保険法改正により、市町村の自立支援、重度化防止等の取り組みを支援し、地域包括ケアシステムの構築を推進するために創設された交付金であります。

その下、6 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金につきましては、306万2,000円の減額補正であります。これは、歳入の財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第22 議案第21号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤井満久君）

日程第22、議案第21号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設経済部長。

○建設経済部長（鈴木良一君）

それでは、議案第21号 平成30年度南知多町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ878万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,448万1,000円とするものであります。

次に、補正をお願いする内容を説明申し上げます。

まず歳出より説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開きください。

2段目の歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、28節繰出金は493万1,000円の増額補正であります。平成29年度決算により一般会計繰入額を精算するものであります。

次に、4款基金積立金、1項基金積立金、1目漁業集落排水事業基金積立金、25節積立金は385万円の増額補正であります。平成29年度決算により繰越金を基金に積み立てるものであります。

次に、歳入につきまして説明させていただきます。

上段の歳入をごらんください。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金は878万1,000円の増額補正であります。平成29年度決算による繰越金であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第21号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第23 議案第22号 平成31年度南知多町一般会計予算

#### ○議長（藤井満久君）

日程第23、議案第22号 平成31年度南知多町一般会計予算の件を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長（石黒和彦君）

それでは、議案第22号 平成31年度南知多町一般会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

一般会計の歳入歳出予算の総額は73億円で、平成30年度と比較しますと3,000万円、0.4%の減となっております。

本年度予算の概要につきましては、さきに配付させていただきました平成31年度予算の概要に記述してありますので、ここでは主な歳入予算及び性質別歳出予算を中心に申し上げます。

それでは、歳入予算から御説明申し上げます。

歳入予算の構成としまして、町税、地方消費税交付金及び地方交付税などの一般財源の総額は58億9,460万7,000円で、予算額全体に占める割合は80.7%であります。

1款町税、1項町民税のうち、個人分につきましては増収が見込まれ、前年度と比較しまして1,589万7,000円増の8億2,403万2,000円を見込んでいます。

法人分につきましては、決算見込みから前年度と比較しまして1,144万円減の9,751万4,000円を見込んでいます。

個人分と法人分を合わせました町民税の総額では、前年度と比較しまして445万7,000円増の9億2,154万6,000円を計上しています。

固定資産税については、土地の現年課税分につきましては、地価の下落及び土砂災害警戒区域の補正適用による減収を見込み、前年度と比較しまして1,638万円減の2億7,019万6,000円を見込んでいます。家屋の現年課税分は、前年度と比較しまして2,314万4,000円増の6億168万9,000円を見込んでいます。償却資産の現年課税分は、太陽光

発電等による増加を見込み、前年度と比較しまして682万円増の1億7,396万8,000円を見込んでいます。固定資産税の総額では、前年度と比較しまして703万円増の11億542万3,000円を計上しています。

そのほか、軽自動車税7,371万3,000円、町たばこ税1億2,547万4,000円、入湯税2,187万3,000円を計上しています。町税全体では、前年度と比較しまして2,022万5,000円増の22億4,803万1,000円を計上しています。

2款地方譲与税の地方揮発油譲与税2,270万円、自動車重量譲与税6,000万円及び7款自動車取得税交付金2,400万円は、町道の延長・面積により交付されるものであります。

同じく2款、森林環境譲与税は、今年度創設されたもので80万円を計上しています。

6款地方消費税交付金は、消費税率の変更があることから、前年度と比較しまして1,380万円増の3億6,110万円を計上しています。

8款環境性能割交付金は、消費税の税率変更に伴い、自動車取得税にかわり創設されるもので、その交付金930万円を計上しています。

9款地方特例交付金は、住民税の住宅借入金等特別控除及び環境性能割の創設に伴う減収分を国が補填する減収補てん特例交付金1,640万円を計上しています。

10款地方交付税は、財政力の弱い地方公共団体に交付されるものであります。そのうち普通交付税は18億6,300万円を計上しています。また、特別交付税は1億3,080万円を計上しています。

14款及び15款の国及び県支出金は合計額で9億3,770万1,000円の計上で、前年度と比較しまして2億94万1,000円の減額となっています。減額となりました主な事業は、昨年度で事業が終了しました介護施設等整備事業費、水産業強化支援事業費などでありま

す。

17款寄附金のうち、ふるさと納税は、前年度と比較しまして4,000万円増の1億4,000円を計上しています。

18款繰入金は、前年度と比較しまして1億7,146万1,000円増の6億5,988万円を計上しています。財源不足を補うために財政調整基金から繰り入れを予定しているものであります。

21款町債につきましては、前年度と比較しまして7,330万円減の4億2,420万円で、県営経営体育成基盤整備事業、漁港整備事業、橋りょう長寿命化対策事業、道路ストック長寿命化対策事業などの普通建設事業の財源としまして1億8,140万円、そのほかに地

方交付税の振りかわり措置としての臨時財政対策債 2 億4,280万円の借り入れを予定しています。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、その全額が地方交付税に算入されることとなっています。

そのほか主な収入としまして、12款分担金及び負担金3,772万4,000円、13款使用料及び手数料5,617万1,000円、16款財産収入537万9,000円、19款繰入金5,000万円及び20款諸収入 2 億436万1,000円をそれぞれ計上しています。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

それでは、平成31年度の予算の概要の17、18ページに掲載しております一般会計性質別歳出予算前年度対比表に基づきまして御説明申し上げます。

17、18ページでございます。

1 の人件費につきましては総額15億5,345万6,000円で、前年度と比較いたしまして2,814万7,000円の増額となっています。増額の主な理由は、職員数及び時間外勤務手当の増によるものであります。

2 の物件費につきましては総額14億5,461万4,000円で、前年度と比較しまして6,361万7,000円、4.6%の増額となっております。増額の主なものは、賃金、使用料及び賃借料及び備品購入費であります。

3 の扶助費につきましては総額 7 億6,013万円で、前年度と比較しまして441万円、0.6%の増額となっております。

4 の補助費等につきましては総額16億9,390万1,000円で、前年度と比較しまして3,380万4,000円、2.0%の増額となっております。また、一部事務組合等の負担金としまして、愛知県後期高齢者医療広域連合負担金が 2 億6,769万4,000円、知多南部衛生組合分担金が 5 億1,499万4,000円、知多南部広域環境組合分担金が3,417万5,000円、知多南部消防組合分担金 3 億8,484万7,000円をそれぞれ計上しています。

5 の維持補修費につきましては、施設の老朽化などの修繕費として7,963万6,000円を計上しています。

6 の公債費につきましては、一時借入金の利子41万7,000円を含めまして 5 億5,634万9,000円で、前年度に比較しまして2,271万5,000円で4.3%の増額となっております。なお、平成31年度末の町債の残高見込み額は67億4,366万3,000円であります。

7 の投資的事業費につきましては、総額 5 億6,783万4,000円、前年度と比較しまして 1 億9,427万1,000円、25.5%の減額となっております。

9の貸付金につきましては、医師確保修学資金貸付事業の貸付金340万円、勤労者住宅資金預託金300万円及び小規模企業等振興資金預託金1,600万円を計上しております。

10の積立金につきましては、各基金の利子分210万5,000円を基金へ積み立てるための予算であり、歳入予算額と同額を計上しております。

11の繰出金につきましては、師崎港駐車場事業特別会計を除く4特別会計に総額5億7,861万円を繰り出すもので、前年度と比較しまして3,715万円、0.6%の減額となっております。繰出先は、国民健康保険特別会計へ1億9,713万3,000円、後期高齢者医療特別会計へ6,899万5,000円、介護保険特別会計へ2億6,990万1,000円及び漁業集落排水事業特別会計へ4,258万1,000円をそれぞれ一般会計からの繰出金として計上しております。

なお、平成31年度執行の選挙費としましては、平成31年4月29日任期満了の県議会議員選挙費及び平成31年7月28日の任期満了の参議院議員選挙費を計上しています。

以上で一般会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

#### ○5番（内田 保君）

それでは、一般会計の質疑をさせていただきます。

まず第1点ですが、そこに2番と書いてあります。

新しい環境性能割交付金として、予算見積もりでは、概要では136万円と書いてあります。この見積もりは町税分の軽自動車分であって、予算書では930万円と書いてあるわけですね。だから、国からの交付金として、これは別々であるというふうに理解していいのか、その930万円の中に136万円もはまっているのかという、それを説明ください。

それから2番目ですが、ブロック塀撤去費用の国庫・県助成の歳入の見積もりをなぜ20棟としているのか。40棟にしてもいいのではないかと。また、危険ブロックは、お聞きすると200棟以上あるというふうに聞いております。これについてお答えください。

4番目、自動車取得税交付金の歳入が昨年のお半分もまだ予算化してあるわけです。自動車取得税そのものは、この10月1日に廃止されます。平成30年度のお半分も予算化して

いいのでしょうか。

5番目、森林環境譲与税が創設されておりますが、なぜ80万円なのか。何を対象としている税なのか、その積算根拠を明らかにしてください。

6番、予算書の中で自治大学入校負担金が10万4,000円で、概要の中の自治大学研修費というのが17万9,000円となっております。この違いは何でしょうか。職員を派遣するからその負担金上がるのか。また、この負担金が昨年より下がっておりますけれど、それもあわせて説明してください。

続いて7番です。予算書の市町村アカデミーの負担金が6万2,000円で、概要のアカデミー研修では22万4,000円となっております。これも先ほどと同じですが、負担金そのものは研修とは違うという理解なのか、そこら辺の説明をお願いいたします。

8番、離島交通費補助は、大人16枚、子ども14枚では少な過ぎます。先日も島のほうに訪問させていただきました。島の方々の切実な一番の願いとも言える補助は、1カ月、最低1往復で大人24枚、子ども24枚とすべきと考えますが、まず16枚と14枚の根拠は何であり、補助金が1,852万3,000円から1,816万2,000円に減らしておるんですが、減らすべきではないと思うんですが、どうなんでしょうか。

9番、海っ子バスの車両で2,455万3,000円が計上されておりますが、これは小さなバスにする工夫はするのでしょうか。余りにもちょっとまだ大きなバスで走っているような気がしますので、そこら辺の工夫はどうでしょうか。

10番、防犯カメラの、いわゆる管理責任は誰になるのでしょうか。設置をしたはいいですけど、この中で書かれておりますけれど、じゃあ管理責任は誰なんでしょうか。

11番、昨年も今年も報酬等審議会の予算は7人についております。13万3,000円で予算化されております。平成31年度は確実にこの報酬審議会を開き、特別職の報酬額の透明性を町民に明確にする予定でしょうか。

12番、13節のところの委託料ですが、4件の委託はどのような入札で実施されるのか。また、随意契約なのか、その理由は何でしょうか。

13番、リニア中央新幹線工事は、地震対策、残土処理、大井川の水がれの懸念等が解決されておられません。南知多町として同盟会に入ることはやめるべきと考えますが、どのような考えをお持ちでしょうか。

20番、改良整備事業について、篠島では漁師さんが海に落ちて死ぬ寸前で助けられました。予算書の171ページです。漁港にタラップの整備がどうしても必要です。一部篠

島の漁港で新しいところはついておりますが、2つばかり。各漁港のタラップ整備ができないのかと。

21番、187ページの予算書です。都市計画マスタープランの策定はどのような内容を目指しており、委託業務の入札はどのような方法で実施されるのか。

22番、家具転倒防止金具設置事業はどのような金具を想定し、何個予定し、設置委託料を17万2,000円とするが、どういう場合に使用されるのか、これは42ページです、予算書の概要。

23番、元ビラ・マリーン以外の防災施設は、自動火災報知設備改修工事は既に完了しているのか。また、防災施設の多面的な利用を考えてほしいという声があるんですが、これについてはどう考えるか、201ページです。

24番、愛知県派遣職員人件費は631万円ついております。これは効果があるのでしょうか。特に役場の建設課では何を専門として担当しておられるのでしょうか。これは39ページです。

25番、防災会議の委員は6人で、1人当たりで割ってみますと1万2,666円で割り切れません。国民保護協議会委員は1万2,750円です。この予算は適正なのでしょうか。予算書の195ページです。

26番、情報公開審査委員は1人1万2,600円です、割ってみますと。個人情報保護審査委員は1人6,400円です。固定資産評価審査委員と行政不服審査委員は1人1万9,000円です。なぜこのように報酬額が違ってくるのでしょうか。65ページです。

続きまして27番、157ページの県内で、碧南市、半田市、刈谷市、安城市、西尾市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知立市、高浜市、豊明市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町だけが支援している県建設職業訓練協議会の負担金5万5,000円は、どうしても払う必要があるのか。ないのではないのでしょうか。157ページです。

28番、県労働者福祉協議会知多支部負担金は、労働組合連合や全労済、労働金庫などが中心に運営している組織です。ホームページでもほとんど実態がありません。町としてメリットはありますか。15万円もの負担金を払う必要はあるのでしょうか。157ページです。

29番、県街路事業促進協議会に入り続けているメリットは何でしょうか。全国では、規約上は人口5万人未満は8,000円となっておりますが、これはお聞きすると県の負担金として1万円出しているそうであります。これは何に使われているのでしょうか。



187ページです。

30番、県都市計画協会負担金の県の予算書の5,000円は何に使われておるのでしょうか。ホームページによれば、法人は年3万円を全国的には納めるという形になっておりますが、これとは組織が違うということをお聞きしました。この負担金はどうしても必要なのでしょうか。187ページです。

31番、マイナンバーの漏えい、成り済ましの被害の懸念、市町村が事業所に出す特別徴収税額決定通知書の誤送問題など全国で起きております。マイナンバーそのものの信頼が揺らいでいるこの中で、現に愛知県のマイナンバーカードの交付率は9.7%程度です。南知多町もしかりです。マイナンバー制度への不信が払拭されぬまま、制度を前提とした多額の委託料は必要ないのではないのでしょうか。お答えいただきたいと思います。以上です。

失礼しました。裏の分を抜かしました。追加させていただきます。

14番、会計年度任用職員制度の移行に係る例規整備は、南知多町の役場の企画法務担当職員にはできませんか。104万円はどのような業者に委託するつもりでしょうか。71ページ。

15番、地方自治法が改正され、大府市のように議員卒の監査委員制度はなくしていく方向です。議員の監査委員は見直していくのか。また、2人の56万7,000円の内訳はどのようになっていますか。111ページです。

16番、農林業センサスの調査費報酬は、指導員5人が1人2万4,400円となり、調査費を56人で割ってみますと、1人2万5,839円で割り切れない予算となっています。調査員より指導員の報酬が少ないです。この報酬の妥当性はどうでしょうか。111ページ。

17番、総合計画策定業務は、役場の企画職員、役場の職員の総力で策定することはできないのでしょうか。750万円の委託料が大変もったいないように感じます。確かに時間はかかると思いますが、いかがでしょうか。81ページです。

18番、ふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料が昨年より800万円ふえて7,934万5,000円となっております。この委託はどのように入札される予定でございますでしょうか。73ページです。

19番、職員の福利厚生費が昨年より減っております。ことしは法令どおり、産業医も毎月の巡視や毎月の安全衛生委員会の開催、過労死を防ぐ80時間以上の方への面接指導が減らされた予算で適正に実施ができるのでしょうか。お答えください。以上です。

○議長（藤井満久君）

税務課長。

○税務課長（神谷和伸君）

内田議員からの一般会計議案質疑通告書に対しまして、所管課順に答弁をさせていただきます。

まず税務課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

通告書番号のまず2番、新しい環境性能割交付金としての予算見積もりでは、概要の136万円との見積もりは町税分で、予算書では930万円としているのは、国からの交付金として理解してよいのかにつきまして、税務課所管分につきまして答弁させていただきます。

概要の8ページの軽自動車税の環境性能割136万円につきましては、平成31年10月1日から創設される新しい町税であります。現行の愛知県税であります軽自動車を含む自動車を取得したときに課税される自動車取得税が平成31年10月1日に廃止され、そのかわりに平成31年10月1日から自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割が創設されるもので、自動車税環境性能割は愛知県税ではありますが、軽自動車税環境性能割は市町村税であります。以上であります。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

続きまして、検査財政課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号2番、新しい環境性能割交付金としての予算見積書では、概要の136万円との見積もりは町税分で、予算書では930万円としているのは、国からの交付金として理解してよいかの通告書のうち、検査財政課所管分について答弁させていただきます。

平成31年10月より自動車税が廃止となり、県税として自動車税環境性能割が創設されます。予算書30、31ページの環境性能割交付金は、県から自動車取得税環境性能割交付金として交付されます。

次に、通告書番号4、自動車取得税交付金が今年の半分も予算化している。自動車取得税そのものは10月1日で廃止されるが、平成30年度の半分も予算化しているのはいいのかについて答弁させていただきます。

消費税率が10%への引き上げが平成31年10月1日と予定されており、自動車取得税は

平成31年10月1日をもって廃止とされます。4月から9月までの6カ月間の自動車取得税交付金を予算計上しております。

通告書番号5、森林環境税が創設されているがなぜ80万円なのか。何を対象としている税なのか、その積算根拠は何かについて答弁させていただきます。

森林吸収源対策に係る地方財源の確保のために、個人住民税とあわせて賦課徴収されている国税で森林環境税が創設されます。森林環境税の収入額に相当する額として市町村及び都道府県に森林環境譲与税として譲与されます。積算根拠は私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により積算されておりますが、本町においては林業就業者はおりませんので、私有林人工林面積、人口により積算しております。

次に、通告書番号15、地方自治法で改正され、大府市のように議員枠の監査委員制度はなくしていく方向である。議員の監査委員は見直していくのか。2人の56万7,000円の内訳はについて答弁させていただきます。

町議会議員からの監査委員の選任は地方自治法に規定されており、議員選出として、ただいま石垣議員に選任いただいております。ただし、地方自治法では条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができますので、今後の選任につきましては、議会の意見を伺いながら検討していきたいと思っております。

予算の内訳でございますが、条例に定められていました監査委員報酬で識見を有する者、月額2万6,200円及び議員選出、月額1万7,400円、合計52万4,000円であり、そのほかは旅費で例月出納検査、決算審査にお越しいただいた際の交通費及び研修に出席する旅費4万3,000円であります。

通告書番号18、ふるさと南知多応援寄附金取扱業務委託料が昨年より800万円増で7,934万7,000円となっているが、委託はどのように入札されるのかについて答弁させていただきます。

ふるさと納税の業務代行委託は、平成27年に株式会社サイネックスと契約を結んでおります。事業者の選定につきましては、平成27年当時、ふるさと納税の業務代行を行う事業者は4社ありましたので、業務内容や事業ごとに異なっており、本町で委託する業務全てを代行することができる業者は1社だけであったため、競争入札に適さないということから随意契約となっております。以上です。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

## ○建設課長（鈴木淳二君）

続きまして、建設課所管分について答弁させていただきます。

まず通告書番号3、予算の概要10、13、41ページ、ブロック塀等撤去費補助金の歳入に関しまして、ブロック塀撤去費用の国庫・県補助歳入の見積もりをなぜ20棟としているのか。40棟にしてもいいのではないかと。まだ危険ブロックが200棟以上あると聞いているについての御質問に対しましてお答えいたします。

ブロック塀等撤去費補助金は申請に基づき補助するものでありますので、平成31年度予算は、平成30年度補正予算同様、補助限度額20万円に20件分を乗じた400万円としております。なお、平成30年度ブロック塀等撤去費補助金の実績ですが、21件、134万円でありました。1件当たりの平均補助額は約6万4,000円で、この平均額で算定しますと、平成31年度予算で補助できる件数は60件強に当たります。

次に、通告書番号20、予算書171ページ、漁港改良整備事業費、15節工事請負費において、漁港改良整備事業について、篠島では、漁師さんが海に落ちて死ぬ寸前で助けられた。漁港にタラップが必要である。各漁港のタラップ整備ができないのかという御質問に対し、お答えさせていただきます。

各漁港へのタラップ整備でございますが、町管理漁港においては、全ての漁港でおおむね整備を完了しており、近年、老朽化によりその機能が損なわれている箇所において、順次取りかえ工事を実施しております。

今後においても、損傷や劣化程度を踏まえまして、計画的に実施していく予定でございます。

続きまして、通告書番号21、予算書187ページ、都市計画一般管理費、13節委託料のうち、都市計画マスタープラン策定業務委託料において、都市計画マスタープランの策定はどのような内容を目指しており、委託業務の入札はどのような方法で実施されるのかという御質問に対し、お答えいたします。

都市計画マスタープランは、都市計画法18条の2に規定された市町村の都市計画に関する基本的な方針を言い、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、市町村の都市計画の方針を定めるものでございます。

また、入札につきましては、指名競争入札を予定しております。

続きまして、通告書番号24、予算の概要39ページ、予算書181ページ、土木一般管理費、19節負担金、補助及び交付金のうち、愛知県派遣職員人件費負担金において、愛知

県派遣職員人件費631万円は効果があるのか。特に役場の建設課では何を専門としているのかという御質問に対し、お答えさせていただきます。

愛知県から建設課に派遣される職員につきましては、土木技術を専門とする職員であり、業務の内容といたしましては、技術職員の少ない本町において、設計などの技術面のサポートや愛知県が南知多町内で実施する土木事業などにおいて、県職員や地権者、地域との調整を主な仕事としており、必要な存在となっております。

続きまして、通告書番号29、予算書187ページ、都市計画一般管理費、19節負担金、補助及び交付金のうち、県街路事業促進協議会負担金において、県街路事業促進協議会に入り続けているメリットは何か。また、全国の規約では、人口5万未満は8,000円であるが、県では1万円だそうだが、何に使われているのかという御質問に対し、お答えさせていただきます。

県街路事業促進協議会負担金につきましては、県内の街路事業財源の確保、街路事業予算の拡大等について積極的な活動を行うことなど、事業促進活動のために使われております。本町の街路事業につきましては、都市計画道路豊丘豊浜線、役場下から国道へ抜けるバイパス道路でございますが、こちらの道路整備事業がこの街路事業に当たり、予算確保により早期の完了を目指しているところでございます。

また、会費につきましては、愛知県街路事業促進協議会会則第15条第1項により定められておまして、通常会費分として1町につき5,000円、特別会費分として人口1万人以上3万人未満の市町村につき5,000円、合わせて1万円となっております。

最後に通告書番号30、予算書187ページ、都市計画一般管理費、19節負担金、補助及び交付金のうち、県都市計画協会負担金において、県都市計画協会負担金の5,000円は何に使われているのか。また、この負担金はどうしても必要かという御質問に対してお答えさせていただきます。

愛知県都市計画協会負担金の会費は、愛知県都市計画協会会則21条及び同会費徴収規定第1条により、人口3万人未満の市町村は年額5,000円となっております。

予算の使途につきましては、都市計画及び都市計画施設に関する調査・研究、都市計画に関する研修会、講習会の開催等に使われており、本町のまちづくりの観点からも必要な情報源でありまして、この負担金は必要だと考えております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

続きまして、総務課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

通告書番号6番、予算書69ページ、概要24ページ、職員研修費、19節負担金、補助及び交付金で、予算書の自治大学入校負担金が10万4,000円で、概要の自治大学校研修17万9,000円としている。違いの理由は。また、負担金の下がったわけはにつきましてお答えします。

まず予算書の自治大学校入校負担金10万4,000円と、予算の概要の自治大学校研修17万9,000円の違いについてですが、予算の概要には、自治大学校への特別旅費7万5,000円が含まれているからです。

次に、負担金の下がったわけについてですが、平成30年度はおおむね9週間にわたって実施される第2部課程でしたが、平成31年度は、おおむね3週間にわたって実施される第3部課程として期間が短くなったからであります。

続きまして、通告書番号7番、予算書69ページ、概要24ページ、職員研修費、19節負担金、補助及び交付金で予算書の市町村アカデミー負担金は6万2,000円で、概要のアカデミー研修では22万4,000円としているわけは。また、負担金の下がったわけはにつきましてお答えします。

まず予算書の市町村アカデミー負担金6万2,000円と、予算の概要のアカデミー研修22万4,000円の違いについてですが、予算の概要には、市町村アカデミーへの特別旅費16万2,000円が含まれております。

次に、負担金の下がったわけについてですが、平成30年度は延べ6人の派遣を予定しておりましたが、平成31年度は延べ5人と人数を減らしたからであります。

続きまして、通告書番号11番、予算書69ページ、人事関係費、1節報酬で、昨年ものとしても報酬等審議会の予算は7人で13万3,000円予算化されている。平成31年度は確実に実施し、特別職報酬額の透明性を町民に明確にするかにつきましてお答えします。

特別職報酬等審議会の開催については、国の特別職の報酬の改正状況を踏まえて開催することとしております。今後も国の動向を注視しつつ、開催を検討してまいります。

続きまして、通告書番号14番、予算書71ページ、人事関係費、13節委託料で、会計年度任用職員制度移行に係る例規整備は南知多町役場の企画法務担当職員できないか。104万円はどのような業者に委託するつもりかにつきましてお答えします。

会計年度任用職員制度移行に係る例規整備等支援業務委託料については、新規制定や

多くの例規について一部改正や廃止を行うことが想定されており、時間的に本町の法規担当のみでは例規整備を行うことは困難と考えます。

また、委託業者については、会計年度任用職員制度のみならず、法令等に精通し、本町の例規整備支援において信用・経験がある業者を選定していきたいと考えております。

続きまして、通告書番号19番、予算書69ページ、職員福利厚生費で、職員福利厚生費が昨年より減っている。ことしは法令どおり産業医の毎月の巡視や毎月の安全衛生委員会の開催、過労死を防ぐ80時間以上の方への面接指導等が減らした予算で適正に行えるかにつきましてお答えいたします。

職員福利厚生費の減額につきましては、平成30年度から県市町村職員共済組合の人間ドックの助成対象年齢が35歳から30歳に引き下がったことに伴う職員健康診断受診人数減少による委託料の減額が主な要因であり、議員御指摘の産業医の巡視、衛生委員会の開催、産業医面接指導等の実施に支障はございません。

続きまして、通告書番号26番、予算書65ページ、総務一般管理費、1節報酬で、情報公開審査委員は1人1万2,600円、個人情報保護審査委員は1人6,400円、固定資産評価審査委員と行政不服審査委員は1人1万9,000円。なぜこのように報酬額が違うのかにつきましてお答えします。

各委員の報酬につきましては違いはなく、全て日額6,300円となっております。積算については、情報公開審査委員報酬は2回分、個人情報保護審査委員会は1回分、固定資産評価審査委員報酬及び行政不服審査委員報酬は3回分を計上しております。

以上で総務課所管分の答弁とさせていただきます。

○議長（藤井満久君）

ここで暫時休憩いたします。休憩は14時15分までとします。

〔 休憩 14時03分 〕

〔 再開 14時15分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

地域振興課長。

○地域振興課長（滝本恭史君）

それでは、地域振興課所管分につきまして答弁させていただきます。

通告書番号8番、予算書81ページ、離島振興費のうち、離島交通費助成事業補助金に

つきまして、1カ月大人24枚、小人24枚とすべきと考えるがどうか。16枚と14枚の根拠は何か。補助金を減らすべきではないと考えるがどうかにつきまして答弁させていただきます。

離島交通費助成事業は愛知県から補助金の交付を受けて実施している事業で、住民への配付枚数につきましては、愛知県と協議をして決定している枚数でございます。また、補助金が減ったことにつきましては、助成券の1人当たりの配付枚数に離島の住民人口を乗じて算出したものでありますので、住民への補助金が減ったものではなく、離島住民の人口が減ったことによるものでございます。

続きまして、通告書番号9番、予算書93ページ、公共交通対策事業費の海っ子バス車両購入費につきまして、小さなバスにする工夫をしているのかにつきまして答弁させていただきます。

バス車両につきましては、平成22年の運行に際し策定いたしました南知多町地域公共交通総合連携計画で、使用する車両は、通勤・通学時間帯に利用者が集中するため、現行どおりのバス車両とすると定めてあることから、運行する車両は中型バスとしました。現在もこの計画を踏襲しました南知多町地域公共交通網形成計画によりバスを運行していることから、現在のバスと同等規模のバスに更新をする予定をしております。以上でございます。

**○議長（藤井満久君）**

防災安全課長。

**○防災安全課長（内田純慈君）**

続きまして、防災安全課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号10番、予算の概要27ページ、防犯対策費の防犯カメラの管理責任はどこかにつきましては、まず防犯カメラ借上料は、町が管理する防犯カメラの賃借料であり、これらの管理責任は町が負うことになります。

次に、防犯カメラ設置費補助金については、補助事業者である地元区や自主防犯団体において、防犯カメラの管理・運用規定を策定し、適切な管理を行っていただくこととなります。

次の質問番号22番、予算の概要42ページ、防災対策事業費の家具転倒防止金具設置事業はどのような金具かを想定し、何個を予定し、設置委託料が17万2,000円とするは、どういう場合に使用されるのかにつきましては、L字金具を150セット購入予定です。



高齢者のみの世帯や身体障害者手帳保持者のみの世帯を対象とし、希望者50世帯、1世帯当たり3カ所を上限として設置します。金具の設置については、シルバー人材センターに委託する予定であります。

次に、質問番号23番、予算書201ページ、防災施設維持管理費の15節工事請負費の元ビラ・マリン以外の防災施設は、自動火災報知設備改修工事は既に完了しているのか。また、防災施設の多面的な利用を考えるとできないのかにつきましては、他の防災施設については、施設の規模に応じた消防設備が整備してあります。防災施設の利用につきましては、条例により防災に関する訓練の場に供するため、地域防災力の向上に資するためなど定めておりますので、防災に関連した活動の際に利用していただきたいです。

次に、質問番号25番、予算書195ページ、防災対策事業費、1節報酬の防災会議委員報酬6人の1人当たり1万2,666円で割り切れない。国民保護協議会委員は1万2,750円である。この予算は適正なのかにつきましては、委員報酬は条例に基づき、それぞれ日額6,300円となっています。予算の積算においては、それぞれ2日分を予算計上しております。

以上で答弁を終わります。

**○議長（藤井満久君）**

企画課長。

**○企画課長（滝本 功君）**

続きまして、企画課所管分について答弁させていただきます。

通告書番号12番、予算書85ページ、電算一般管理費、13節委託料にある4件の委託はどのような入札で実施されるのか。また、随意契約なのか、その理由は何か、についてお答えさせていただきます。

予算書85ページの13節委託料に計上しております4件の委託業務につきましては、現在、稼働している既存システムに対する運用支援業務やシステム改修業務であります。システムの安定稼働をしながら業務を実施するためには、システムを構築及び納入した業者が有するシステムに関する詳細情報、ノウハウに基づき実施することが必要であります。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、既存業者との随意契約を行う予定であります。

続きまして、通告書番号13番、予算書81ページ、一般企画費のリニア中央新幹線建設

促進県期成同盟会負担金について、リニア中央新幹線工事は、地震対策、残土処理や大井川の水がれの懸念等も解決されていない。南知多町として同盟会に入ることはやめるべきと考えるがどうかにつきましては、リニア中央新幹線建設促進県期成同盟会は、愛知県、県内市町村、名古屋商工会議所、一般社団法人中部経済連合会で構成され、国等への要望活動、建設促進に関する広報啓発を行っており、こうした活動を通して、愛知県、県内各市町村が一致団結してリニアを最大限に生かすべく交通ネットワークの強化などを目指しており、加盟の必要性があると判断し、引き続き加盟を続けていくものと考えております。

続きまして、通告書番号17番、予算書81ページ、一般企画費、総合計画策定業務は役場の企画職員、役場の各職員の力で作成することはできないのか。750万円の委託料はどのように入札されるのかにつきましては、総合計画策定会議を役場全庁体制で設置し、行政主体で作業を進めていきます。平成31年度には、住民意識調査等による第6次総合計画の検証、各種基礎資料の収集、各種個別計画の分析、総合計画策定会議の運営支援について委託し、第7次総合計画の素案を策定をする予定をしております。入札につきましては、落札価格、成果物だけではなく、策定過程の調査、分析指標の企画提案を求め、最もすぐれた企画提案事業者と契約をする公募型プロポーザル方式にて業者選定を実施する予定をしております。

続きまして、通告書番号31番、予算書85ページ、電算一般管理費、13節委託料、番号制度導入に向けた総合住民情報システム等改修業務委託料については、マイナンバーの漏えい、成り済まし被害の懸念、市町村が事業所に出す特別徴収税額決定通知書の誤送付問題などが全国で起きており、マイナンバーそのものへの信頼が揺らいでいる。現に愛知県のマイナンバーカードの交付率は9.7%程度と低迷している。南知多もしかり。マイナンバー制度への不信が払拭されないまま、制度を前提にした多額の委託料は必要ないのではについてお答えさせていただきます。

マイナンバー制度につきましては、国民の利便性への向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的とし、平成28年1月から行政手続での利用を開始、平成29年7月から情報提供ネットワークシステムによる情報連携を開始し、運用しているところであります。

平成31年度の本委託料の内容につきましては、情報連携における厚生労働省分のデータ標準レイアウト、関連変更に伴うシステム改修作業及び本格運用開始対応作業を予定

しております。情報連携の実施には、国、市町村等の全ての関係機関での対応が不可欠であり、引き続き適正な制度運営による利便性のさらなる向上と行政事務の一層の効率化を図るため、本委託業務は必要であると考えます。

以上で企画課所管分の答弁を終わらせていただきます。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

最後に、産業振興課所管分につきまして答弁をさせていただきます。

通告書番号の16番、予算書111ページ、農林業センサス調査費の農林業センサスの指導員・調査委員報酬の妥当性につきましては、農林業センサス調査費の指導員・調査委員の各報酬額は、固定費に加えまして調査員の数、もしくは調査客体の数による変動費がございますため、各指導員・調査委員の報酬額は一律ではございません。また、予算編成時に県の統計課に報酬額の積算を確認し、算定しておりますので、本報酬額は妥当であると考えております。

続きまして、通告書番号27番、予算書157ページ、労働環境対策事業費の県建設職業訓練協議会負担金の必要性につきましては、県建設職業訓練協議会は、知多と西三河の合わせて17市町の地域全体での協力のもと愛知県連技能専門校を運営しております。木造建築、造園、板金などの建設関係の若年技能者の育成を図っており、本町におきましても、町内の建設関係の若年者の就業促進及び各事業所の後継者育成に寄与しているため、負担金は必要であると考えております。

続きまして、通告書番号28番、予算書157ページ、労働環境対策事業費の県労働者福祉協議会知多支部負担金の必要性につきましては、本協議会は労働組合連合及び東海労働金庫、県労働者福祉基金協会などの福祉事業団体で構成されており、各地域の支部単位で法律相談や研修、文化活動などを行っております。地域に密着して勤労者の福祉向上を図っており、本町におきましても、勤労者の福祉や生活の向上に寄与しているため、負担金は必要であると考えております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

今の回答に対して、もう一回お聞きしたいと思います。

まず1点ですが、篠島に落ちた件でございます。

確かに建設課の課長さんからもお聞きして、南知多町で……。

○議長（藤井満久君）

内田議員、通告書の番号を言ってください。

○5番（内田 保君）

ごめんなさい、20番です。20番の通告の番号に再質問します。

漁港のタラップの整備が、日間賀島や、それから師崎、豊浜などの県の漁港については非常におくれているわけですね。だから、やはり南知多町として、例えば大井だけではなくて、そういう整備のためのお金というか、そういうのを出すことができないか。

先日も篠島の漁協さんの責任者の方と私お話しして、篠島の漁港からもそれを出すと。県に対して要請すると、金が出るかどうか。出なかったら、自分の漁協の金でもつるかということを考えていると。理事会でそんなことを話すというようなことを言っていました。

なので、やはり漁業者の安全・安心、そういう面からも、ただ、自分の管轄の漁港だけではなくて、そこら辺の一定の補助というか、そこら辺のことは考えられないかというのが1点。

それから2点目です。

11番ですね。特別職の報酬審議会のことです。

他市町では、毎年これを開いております。南知多町は多いとは言いません。町長の報酬額も少ないです。でも、この報酬審議会をしっかりと開くことによって、毎年少ないんだと。愛知県から見れば極めて下から5番目、6番目の町長の報酬額なんだという、それを明らかにしていけばいいと思うんですよ。だから、それは町民に対しても、そうか、こんなに少ないのかと、そういうことを明確にすることが、町民も納得するし、町民がもっと町長や、それから議会、議員の歳費を下げろというようなことを言う方も見えます。だから、そういう点でもちゃんとしっかりと毎年やるべきではないかと思っておりますので、もう一度これをしっかりと答えてください。

最後、3点目です。

28番のことですけど、県労働者福祉協議会の負担金を15万円出しているそうですけど、

実際に利用の状況があるんですか、これ。ほとんど私が見たところでは、毎年「カキツバタ」という新聞を発行しておるだけで、あと地域で何か交流会をやっていますよ。じゃあ実際に、南知多町としてこんな15万円も毎年出して、じゃあその恩恵をこうむっている方がどれだけいるんですか。また、実際に南知多町の役場の職員が福祉協議会知多支部の負担金を使って研修をただとか、そういう実績はどれだけあるんでしょうか。その3点をお答えください。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

通告書番号の11番、特別職報酬額の審議会を開いたらどうだということですが、現在、前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

通告書番号20、町管理漁港以外の県漁港への町の県ができない場合のタラップの設置ということに関しまして答弁させていただきます。

今現状、漁港の基準では、50メートル程度に1カ所ずつタラップを設置するという形になっております。ただ、50メートルに当たって1カ所でいいのかということも確かに議論の余地はあると思います。落ちたところになれば50メートル泳がなきゃいけないとか、そういったものがありますので、多ければ多いにこしたことはないと思いますが、現状、まずは老朽化している箇所についてきちっと整備していくと。

県漁港につきましても、当然県のほうがまずは漁港管理者として設置するのが当たり前だとは思いますが、できないようなことがあれば、またはわからないところがあれば、漁協だとか町の職員でそういった要望などがありましたら、その都度県のほうにまずは要望をさせていただくということで対応したいと考えております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

通告書の28番、労働者福祉協議会知多支部の行事に対する利用状況ということでござ

います。

知多支部のほうに確認いたしましたところ、各種行事の市町村別の参加者のほうは把握していないということでございます。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

今回初めてちょっと変わりました、答弁自席配付用ということで本会議用のやつができて、ちよつともたもたしているんですけども、再質問をしてもいいですよ。

1回だけ、再質問は。別に1つしたいんですけど、それはどうですか、いいですか。

じゃあ別のやつを1つ最初にやります。

予算書の103ページで、一番下に期日前投票管理者というのが1人で8万9,000円になっているんですけども、これはこれでいいんですか。1人8万9,000円ですか。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

ただいまの榎戸議員の期日前投票に関して1人でいいのかという御質問なんですが、書き方がちょっと悪くて申しわけありません。期日前投票は1日1人は管理者がおりますが、これは1人分の報酬ではなくて、期日前投票、今度の県議会議員ですと約1週間ほどございますので、実際は延べ人数でいくと期日前投票をやる人数ということになります。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（藤井満久君）

榎戸議員。

○11番（榎戸陵友君）

これでもう終わりかね。

その次のページのほうも何か2人で8万9,000円とか、15万円とか、4人で15万円とかと書いてあるんですけど、もうちよつとこれ、きちんと今度から書いていただけますか。

○議長（藤井満久君）

要望でいいですか。

○11番（榎戸陵友君）

要望でいいです。要望ですけど、ちょっと一応聞きたい。

一番上が8人で、次が16人で次は16人分ということですか。これは、はいとか違うとかだけで。

○議長（藤井満久君）

今回に限りお答えください。

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

両島につきましては4日間ですので、今、榎戸議員がおっしゃるように掛ける4ということになります。

○11番（榎戸陵友君）

真ん中のは4じゃないんじゃないの。

○総務課長（大岩幹治君）

済みません。真ん中は4ではありません。

○11番（榎戸陵友君）

わかりました。

じゃあこっこの自席配付用のほうの再質問を1回させていただきます。

まず9番ですね。これは今後も毎年行われるのかということです。

それと11番が、それぞれ分けて金額を言っていただきたいと思います。

16番は、これは入札をされたのかということです。

19番もちょっと分けて教えていただきたいと思います。

31番ですけれども、場所はどこなんでしょうかということです。

32番が、今後毎年かということと、補助金がどこからか、国か県からか出るのかということと、あとどこの漁協かということ。

それと40番が、他の市町もこのように今後時間外勤務手当ですか、324万円もふえるのかなということをちょっと聞きたいと思います。それとあと、議案第11号の関連もあるのかなということ。

以上、ちょっと教えてください。もう再質問はしません。

○議長（藤井満久君）

順次お答えください。

総務課長。

○総務課長（大岩幹治君）

それでは、確認書番号9番、PCB廃棄物収集運搬処理業務委託料とは何かということで、こちらについては、低濃度のPCBの廃棄物の運搬及び処分に係る委託料ということでございますが、これは毎年行っていくのかということでございます。

こちらにつきましては、現在、低濃度のPCBの廃棄物、遮断機という電気の機器等になるわけですが、それがございます。そちらについて行っていくということで、まだどれだけ今後出てくるかまではちょっと見込んでおりませんが、あれば行っていくということになります。

それから、総務課所管分につきましては、19番、こちらについては、サービスセンター費の中で修繕料102万7,000円増の理由は何かということでございますが、こちらにつきましては、内海サービスセンターのエアコンが故障したために、その取りかえ費用と公用車の車検に係る費用でございますが、その内訳としまして、内海サービスセンターのエアコンが94万5,000円、車検につきましては14万6,724円でございます。

続きまして、40番です。時間外勤務手当324万3,000円の増の理由と、新規で管理職員特別勤務手当は、どういう場合に単価は幾らかということでございます。

こちらの回答といたしましては、時間外勤務手当の増の理由としまして、災害対策本部の設置をしたときに、これまで防災手当1回1,000円のみ支給でしたが、こちらについて時間外勤務を支給することにしたため、ふえたものでございます。

管理職員の特別勤務手当につきましても、こちらは週休日、休日等に災害対策本部設置時に時間外勤務手当の支給されない主幹以上の管理職の職員が勤務した場合に支給される手当でございます。

ほかの市町の災害時の状況はどうかということでございますが、調べたところ5町なんですが、3町は時間外勤務手当を払っておりました。2町につきましては、時間外勤務手当ではなく、振りかえ等で対応しておったということでございます。

総務課所管分については以上でございます。

○議長（藤井満久君）

地域振興課長。



○地域振興課長（滝本恭史君）

それでは、御質問のありました地域振興課所管分につきまして答弁させていただきます。

確認書のナンバー11番、まちづくり講師等報償の25万6,000円をそれぞれという御質問でございましたので、お答えさせていただきます。

南知多町のまちづくり協議会の先進地の宿泊費相当分、こちらのほうが24万円。下段にあります環境サミットの作品募集商品代、こちらのほうが11万6,752円ということになりますので、合計25万6,000円ということになります。以上です。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（滝本 功君）

続きまして、企画課所管分につきまして答弁させていただきます。

確認書番号16番、事務用機器の関係での御質問で、これは入札でやるのかどうかという御質問についてお答えさせていただきます。

平成30年度も指名競争入札で導入をしております、平成31年度につきましても指名競争入札を予定しております。以上でございます。

○議長（藤井満久君）

産業振興課長。

○産業振興課長（川端徳法君）

産業振興課所管分についてお答えさせていただきます。

通告書番号31番、漁村活性化総合対策事業費補助金の施行箇所ということでございますが、まず豊浜漁協の共同利用施設が1つ、師崎漁協については2つ、あと大井と篠島はそれぞれ1つずつの共同利用施設の整備を行います。

続きまして、32番のノリの食害対策事業補助金でございますが、これは町内にございます6漁協を対象といたしておりますが、支給に際しましては、実際に駆除を行った漁協のみというふうに考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により各委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第22号の件については、各委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第24 議案第23号 平成31年度南知多町国民健康保険特別会計予算

##### ○議長（藤井満久君）

日程第24、議案第23号 平成31年度南知多町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

##### ○町長（石黒和彦君）

議案第23号 平成31年度南知多町国民健康保険特別会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険制度は、他の医療保険に加入していない農林水産業者などの自営業者及び無職の人を中心とした医療保険を目的としたもので、平成31年度の加入世帯数は3,389世帯、被保険者数は6,577人と想定し、歳入歳出予算総額は28億4,900万円で、前年度の予算額と比較し6,400万円、2.2%の減となっています。

歳出における減額の主な要因としましては、保険給付費の減によるものでございます。

歳入における減額の主な要因としましては、保険税の減及び保険給付費の減少に伴う県支出金の減であります。

新年度におきましては、保険給付費や国民健康保険事業費納付金など、これらの支出に対応するため、適正な賦課及び収入の確保に努めてまいります。

なお、国民健康保険税の課税限度額を4万円引き上げさせていただくとともに、一般会計からの法定外繰り入れと基金の取り崩しなどで財源の確保を図り、国民健康保険事業の安定的な運営を主眼として予算編成を行ったものでございます。

以上で国民健康保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

##### ○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第23号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第25 議案第24号 平成31年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算

##### ○議長（藤井満久君）

日程第25、議案第24号 平成31年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

##### ○町長（石黒和彦君）

議案第24号 平成31年度南知多町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上及び65歳以上で障害の程度が一定以上の状態にある高齢者を対象とする医療制度であります。

愛知県後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療の事務を行い、市町村では主に保険料の徴収事務、窓口受け付け事務を行います。

平成31年度では加入者を3,738人と見込んでおり、歳入歳出予算総額は2億5,350万円で、前年度予算と比較し510万円、2.0%の減となっております。

歳入における減額の主な要因としましては、繰入金の減によるものであります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料と一般会計からの繰入金となっております。

歳出では、保険料等負担金としての後期高齢者医療広域連合納付金が98.0%を占めております。

以上で後期高齢者医療特別会計の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

---

日程第26 議案第25号 平成31年度南知多町介護保険特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第26、議案第25号 平成31年度南知多町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第25号 平成31年度南知多町介護保険特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

介護保険事業は、加齢によって生じる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった方が、能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としたものであります。

本年度のサービス受給者は、居宅サービス受給者を718人、居住系サービス・施設サービス受給者を305人、合わせまして1,023人を見込んでいます。

介護保険料につきましては3年ごとに見直しを行い、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画に基づき基準月額を5,000円と設定しております。

平成31年度の歳入歳出予算総額は、前年度と同額の18億6,300万円を計上しております。

歳入の主なものは、介護保険料3億8,265万5,000円、国庫支出金4億4,969万8,000円、支払基金交付金4億7,523万4,000円、県支出金2億6,841万6,000円、繰入金2億7,840万3,000円であります。

一方、歳出におきましては、保険給付費が17億886万円で、歳出全体の91.7%を占めています。

また、このほか、地域包括支援センター運営費などの地域支援事業費が1億1,675万9,000円、総務費が3,244万3,000円となっています。高齢者が自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービス費の給付と介護保険財政の健全な運営を目指し、予算編成に当たったものでございます。

以上で介護保険特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、文教厚生委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号の件については、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。休憩は15時10分までとします。

〔 休憩 14時57分 〕

〔 再開 15時10分 〕

○議長（藤井満久君）

休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

日程第27 議案第26号 平成31年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第27、議案第26号 平成31年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第26号 平成31年度南知多町漁業集落排水事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計は、日間賀島地区の漁業集落排水施設の建設及び建設後の管理運営を目的とした会計で、平成8年度に事業着手し、平成15年8月1日に一部供用開始、平成16年4月1日に全島供用開始を行っております。

本年度の歳入歳出予算総額は8,200万円で、前年度予算額より370万円、4.3%の減であります。

予算の主な内容は、歳出におきましては、日間賀島浄化センター及び中継ポンプなどの施設管理費3,869万8,000円、処理場等設備改良工事などの事業費1,331万円、公債費2,695万2,000円であります。

これらを賄う主な財源としまして、使用料及び手数料2,987万1,000円、繰入金5,191万9,000円を計上しています。

本年度も日間賀島浄化センターなどの施設の適正な維持管理を行い、快適で衛生的な生活環境の確保及び海域の水質保全に資するため、円滑な管理運営を目指すものであります。

平成31年度末の町債現在高見込み額は2億5,760万円であります。

以上で南知多町漁業集落排水事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、漁業集落排水にかかわって質問いたしたいと思います。

まず1番ですが、浄化センター運転管理委託料、毎年どのように入札か随意契約されているのか。特殊な契約だと思いますので、勉強のために教えてください。

2番、マンホールポンプ点検委託料、これもどのように入札され、また随意契約にせざるを得ないのか。そこら辺を教えてください。

3番、浄化センターの汚泥搬出委託料も毎年どのように入札され、随意契約をされているのか。または随意契約なのか、383ページです。

それから集落排水使用料収納事務委託料、これも委託料になっております。毎年どのように入札され、または随意契約にされているのか、383ページです。

それから5番のところですね。浄化センター電気保安管理業務委託料、これも関連していると思うんですけど、これも随意契約なのか、入札でやっているのかということも教えていただきたいと思います。

それから、6番のところですが、浄化センターの緊急出動委託料、これもどのように入札し、また随意契約されているのかということです。

それから7番の集落排水施設維持修繕工事、これは工事になっていますが、どのように入札するつもりなのでしょうか。

それから処理場等設備改良工事はどのように入札し、または随意契約されようとしているのか。

それから、管路新設工事はどのように入札され、また随意契約される予定なのか。

以上です。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（相川 徹君）

それでは、内田議員からの漁業集落排水事業特別会計議案質疑通告書に対しまして答弁させていただきます。

通告書番号1番、予算書383ページ、維持管理費の浄化センター運転管理委託料は毎年どのように入札か、随意契約されているのかにつきましては、毎年指名競争入札により業者を決定し、業務を委託しております。

通告書番号2番、予算書383ページ、維持管理費のマンホールポンプ点検委託料は毎

年どのように入札か、または随意契約されているのかにつきましては、こちらにつきましても毎年指名競争入札により業者を決定し、業務を委託しております。

通告書番号3番、予算書383ページ、維持管理費の浄化センター汚泥搬出委託料は毎年どのように入札か、または随意契約されているのかにつきましては、こちらにつきましては、毎年地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約をしております。

続きまして、通告書番号4番、予算書383ページ、維持管理費の集落排水使用料収納事務委託は毎年どのように入札か、随意契約されているのかにつきましては、日間賀島漁業集落排水施設の供用開始に伴い、南知多町漁業集落排水施設の設置及び管理に関する条例に基づき、南知多町水道事業と集落排水使用料の収納事務の取り扱いに関する協定書を締結しております。それによりまして、南知多町水道事業に使用料の収納事務を委託しております。

続きまして、通告書番号5番、予算書383ページ、維持管理費の浄化センター電気保安管理業務委託料は毎年どのように入札か、または随意契約されているのかにつきましては、こちらは毎年地方自治法施行令167条の2第1項第1号の規定に基づき随意契約をしております。

通告書番号6番、予算書385ページ、維持管理費の浄化センター等緊急出動委託料は毎年どのように入札か、または随意契約されているのかにつきましては、こちらにつきましては、入札も随意契約もしておりません。緊急出動が必要な場合に、経験、信用もあります日間賀島在住の水道設備業者の方に初期対応をお願いしております。

しかし、異物の混入などによりポンプが正常に作動しない等、初期対応では解決しない場合には、職員または点検業者が緊急出動をして現場対応をしております。

通告書番号の7番、予算書385ページ、維持管理費の集落排水施設維持修繕工事はどのように入札するつもりかにつきましては、こちらにつきましては、毎年指名競争入札により業者を決定し、工事を発注しております。

通告書番号8番、予算書385ページ、事業費の処理場等設備改良工事はどのように入札か、または随意契約されているのかにつきましては、毎年指名競争入札により業者を決定し、工事を発注しております。

最後、通告書番号9番、予算書385ページ、事業費の管路新設工事はどのように入札か、または随意契約されるのかにつきましては、こちらにつきましては、地方自治法施



行令の規定に基づき、一定金額以下の場合においては随意契約により業者を決定し、工事を発注しております。なお、一定金額を超える場合には、指名競争入札により業者を決定して工事を発注いたします。

以上で内田議員からの議案質疑通告書に対する答弁を終わります。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第28 議案第27号 平成31年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算

○議長（藤井満久君）

日程第28、議案第27号 平成31年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

議案第27号 平成31年度南知多町師崎港駐車場事業特別会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

師崎港駐車場については、地域住民や観光客の駐車場を確保し、地域振興を図るため、平成16年度に整備を行い、平成17年4月から供用開始し、施設の維持管理及び運営を行っているところであります。

本年度の予算総額は1億1,390万円で、歳出の主な内容は、駐車場管理委託料や駐車場改修工事などの施設管理費8,050万3,000円、公債費1,939万円となっております。これらを賄う主な財源としましては、駐車場使用料9,498万8,000円、基金繰入金1,774万4,000円を計上しております。

平成31年度末の町債現在高見込み額は8,992万5,000円であります。

以上で師崎港駐車場事業特別会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、質問させていただきます。

通告書の10番です。職員の人件費負担金は昨年と変わらず700万円は1人なのか、複数人なのか。

それから11番ですが、駐車場管理委託料は、昨年が1,656万9,000円で、ことしが1,691万4,000円で40万円ばかり高いんですが、どのようにこの委託料は決定して見直されたのか、その時期はいつだったのか。

それから12番、駐車場改修工事がされるようですが、どこを改修し、どのように入札されるのか。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（藤井満久君）

建設課長。

○建設課長（鈴木淳二君）

内田議員からの師崎港駐車場事業特別会計議案質疑通告書に対しまして答弁させていただきます。

通告書番号10番、予算書403ページ、一般管理費、19節負担金、補助及び交付金のうち職員人件費において、職員人件費負担金は昨年と変わらず700万円は1人なのか、複数人なのかについての御質問に対してお答えさせていただきます。

職員人件費負担金につきましては、町職員の平均給与費相当額の1人分を負担しております。

続きまして、通告書番号11番、予算書403ページ、維持管理費、13節委託料のうち駐車場管理委託料において、駐車場管理委託料は昨年より34万5,000円高いが、どのよう

に決定して、見直しの時期はいつかについての御質問に対してお答えさせていただきます。

昨年度より34万5,000円高いのは、人件費の高騰、消費税の増額によるものでございます。委託料につきましては、見積徴収をいたしまして、額を精査し、決定しております。額の見直しの時期につきましては、毎年度行っております。以上でございます。

続きまして、通告書番号12、予算書403ページ、維持管理費、15節工事請負費のうち駐車場改修工事において、駐車場改修工事はどこを改修し、どのように入札されるのかについての御質問に対し、お答えさせていただきます。

駐車場改修工事につきましては、駐車場補修修繕工事、駐車場管理システム等取りかえ工事、移動式粉末消火器取りかえ工事から成っており、まず駐車場補修修繕工事につきましては、塗装劣化が著しい天井部などの塗装工事を行うものです。

また、駐車場管理システム等取りかえ工事につきましては、駐車券発券機、自動料金精算機などの機器の更新のための工事でございます。

移動式粉末消火器取りかえ工事につきましては、駐車場にある消火器の取りかえ工事でございます。

また、入札につきましては、指名競争入札にて実施する予定をしております。以上でございます。

**○議長（藤井満久君）**

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

**日程第29 議案第28号 平成31年度南知多町水道事業会計予算**

**○議長（藤井満久君）**

日程第29、議案第28号 平成31年度南知多町水道事業会計予算の件を議題といたします

す。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（石黒和彦君）**

議案第28号 平成31年度南知多町水道事業会計予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本町の水道事業は、町民の生活に必要な不可欠であります安全な水の安定供給と効率的な経営を目指し、事業の運営に取り組んでいるものであります。また、施設の耐震化を図り、非常時の水の確保に努めております。

本町の水需要は、人口の減少、漁業・観光業の不振、節水意識の定着などにより減少傾向が続いており、平成31年度もその傾向が続くと見込まれています。

平成31年度の主な事業といたしましては、大井配水区管路耐震化工事、大井配水区送水管耐震化工事、岩屋配水区第2配水管整備工事、重要給水施設配水管布設替工事及び県道改良工事に伴う岩屋配水場改修工事などを実施することといたしております。

予算の内容として収益的収支におきましては、収入額7億8,323万9,000円に対し、支出額7億5,995万円で、差し引き2,328万9,000円、税込みでございますが、計上したものであります。

また、資本的収支におきましては、収入額1億6,020万3,000円に対し、支出額6億68万3,000円で、その収支差引不足額4億4,048万円につきましては、損益勘定留保資金などで補填するものであります。

平成31年度の予算規模は、収益的支出額と資本的支出額の合計額13億6,063万3,000円で、前年度予算額に比較いたしまして1億1,472万3,000円、9.2%増となっております。

平成31年度末の企業債残高見込み額は15億8,510万6,000円であります。

以上で水道事業会計予算の提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（藤井満久君）**

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

通告書に従い、まず内田議員の質疑を行います。

内田議員。

○5番（内田 保君）

水道会計について、1点だけお伺いしたいと思います。

平成29年度の有収率が88.51、そして平成30年度が89.10、そして平成31年度は89.30と非常に有収率が上がってきていることについては、まず水道課の皆さんに敬意を表したいと、このように思います。

あわせてこの予算書の453ページで、老朽管耐震化工事が昨年の1億6,000万円から倍の3億円になっています。これは佐久島との漏水管工事が影響しているからなのか、それともほかの工事をもっとやろうとしているのか、このことについてお答えください。

○議長（藤井満久君）

水道課長。

○水道課長（相川 徹君）

それでは、内田議員からの水道事業会計議案質疑通告書に対しまして答弁させていただきます。

老朽管耐震化工事が約3億円ということで、先ほど議員が言われたようにほぼ倍近くということがございますが、こちらにつきましては、耐震化工事に要する事業費の増額によるものであり、佐久島海底送水管の漏水修繕工事とは関係ありません。事業につきましては長期計画を立ててやっておりますので、たまたま去年とことしがちょっと差があったということがございます。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了します。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条の規定により、総務建設委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号の件については、総務建設委員会に付託することに決定しました。

---

日程第30 請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」  
の採択を求める請願

○議長（藤井満久君）

日程第30、請願第1号 「日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」の採択を求める請願の件を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

内田議員。

○5番（内田 保君）

それでは、請願の朗読により説明をさせていただきます。

請願者の住所・氏名は、知多郡南知多町師崎天神山17の5、桂木恭子はじめ2名でございます。

請願の趣旨を朗読させていただきます。

2017年、7月7日、核兵器禁止条約が国連において採択され、世界では、調印国は70カ国、批准国は21カ国に広がり（1月30日現在）、地雷禁止など従来の非人道的兵器の禁止条約と比べても早いペースで批准が広がっているとされています。被爆者は、日本こそが核兵器禁止条約に率先して賛成することを強く望んでいます。

しかし、日本政府は、唯一の被爆国にもかかわらず、条約会議に参加せず、調印・批准に反対しています。このような中、日本政府に対して核兵器禁止条約への署名や批准、参加を求める地方議会の意見書可決が359（5県166市153町35村 2月6日現在）に広がっております。

つきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣に対し、地方自治法99条の規定により意見書を提出されるよう請願いたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（藤井満久君）

以上で説明は終わります。

本件については、会議規則第89条の規定により、総務建設委員会に付託いたします。

---

○議長（藤井満久君）

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。御苦勞さまでした。

〔 散会 15時32分 〕

